

昭和四十四年建設省令第五十四号

都市再開発法施行規則

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）及び都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、都市再開発法施行規則を次のように定める。

（市街地再開発促進区域内の第一種市街地再開発事業の施行の要請手続）

第一条 都市再開発法（以下「法」という。）第七條の二第三項の規定による要請をしようとする者は、施行要請書に、次に掲げる書類を添付して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 要請しようとする者が一の単位整備区の区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者であることを証する書類

二 法第七條の二第三項の同意を得たことを証する書類

（施行要請に関する借地権の申告を行うべき旨の公告）

第二条 市町村長は、法第七條の三第二項の公告をしようとするときは、法第七條の二第三項に規定する単位整備区の区域に含まれる地域の名称（市町村の区域内の町又は字の区域の一部が含まれる場合においては、その一部の区域内の土地の地番）並びに当該単位整備区の区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は法第七條の三第三項の規定による借地権の種類及び内容の申告を行うべき旨を公告し、かつ、当該区域を表示する図面を当該市町村の事務所においてその公告をした日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

（施行要請に関する借地権の申告手続）

第三条 法第七條の三第三項の規定による申告をしようとする者は、別記様式第一の借地権申告書を市町村長に提出しなければならない。

二 前項の借地権申告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 借地権申告書に署名した者の運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類（法人にあつては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類）（第二十四条第二項において「本人確認書類」という。）

二 借地権が宅地の一部を目的としている場合においては、その部分の位置を明らかにする見取図（方位を記載すること。）

3 市町村長は、第一項の借地権申告書が借地権を証する書面を添えて提出された場合において、その書面がその借地権を証するに足りないとき、更に必要な書類の提出を求めることができる。

（市街地再開発促進区域内における建築許可の申請）

第四条 法第七條の四第一項の許可の申請は、別記様式第一の二の建築許可申請書を提出してするものとする。

2 前項の建築許可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺五百分の一以上のもの

二 二面以上の建築物の断面図で縮尺二百分の一以上のもの

（土地の買取りの申出の相手方の公告）

第五条 法第七條の六第二項の規定による公告は、次に掲げる事項を都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長）の定める方法とするものとする。

一 当該市街地再開発促進区域の名称

二 土地の買取りの申出の相手方の名称及び住所

三 当該相手方に対し申出をすべき土地の区域

2 前項第三号の土地の区域の表示は、土地に関し権利を有する者が自己の権利に係る土地が当該区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるものでなければならない。

（個人施行に関する認可申請手続）

第六条 法第七條の九第一項の認可を申請しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては規程及び事業計画を、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を認可申請書とともに提出しなければならない。

（個人施行に関する認可申請書の添付書類）

第七条 法第七條の九第一項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 認可を申請しようとする者が施行地区となるべき区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者であるときはその旨を証する書類

二 法第七條の十二の同意を得たことを証する書類

三 認可を申請しようとする者が法第七條の十三第一項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

2 法第七條の十六第一項の認可を申請しようとする個人施行者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 認可を申請しようとする個人施行者が法第七條の十六第二項において準用する法第七條の十二の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

二 認可を申請しようとする個人施行者が法第七條の十六第二項において準用する法第七條の十三第一項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

三 認可を申請しようとする個人施行者が法第七條の十六第三項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

3 法第七條の二十第一項の認可を申請しようとする個人施行者は、認可申請書に第一種市街地再開発事業の終了を明らかにする書類を添付しなければならない。

（規準又は規約の記載事項）

第一条の八 法第七条の十第十号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 審査委員に関する事項
- 二 会計に関する事項
- 三 事業計画において個別利用区が定められたときは、法第七十条の二第二項第三号の規準又は規約で定める規模

（個人施行に関する公告事項）

第一条の九 法第七条の十五第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 第一種市街地再開発事業の名称
- 二 事務所所在地
- 三 施行認可の年月日
- 四 施行者の住所
- 五 事業年度
- 六 公告の方法
- 七 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限
- 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

2 法第七条の十六第二項において準用する法第七条の十五第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 第一種市街地再開発事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の年月日
- 二 施行者の氏名若しくは名称、事業施行期間、施行地区若しくは工区又は前項第一号、第二号、第五号若しくは第六号に掲げる事項に変更がされたときは、その変更の内容
- 三 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区の面積が拡張されたときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限
- 四 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
- 五 規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可の年月日

3 法第七条の十七第四項後段の規定により定められた規約について認可した場合における同条第八項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 第一種市街地再開発事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の年月日
- 二 法第七条の十七第四項後段の規定により規約について認可した旨及びその認可の年月日
- 4 法第七条の十七第七項の規定による届出を受理した場合における同条第八項の国土交通省令で定める事項は、第一種市街地再開発事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の年月日とする。
- 5 法第七条の二十第二項において準用する法第七条の十五第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 第一種市街地再開発事業の名称及び施行認可の年月日
- 二 第一種市街地再開発事業の終了の認可の年月日

（施行者の変動の届出）

第一条の十 法第七条の十七第七項の規定による届出をしようとする施行者は、施行者変動届出書に、当該変動の原因である一般承継又は所有権若しくは借地権の一般承継以外の事由による承継若しくは消滅があつたことを証する書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

（定款の記載事項）

第一条の十一 法第九条第十二号の国土交通省令で定める事項については、第一条の八の規定を準用する。この場合において、第一条の八第三号中「規準又は規約」とあるのは「定款」と読み替えるものとする。

（組合施行に関する認可申請手続）

第二条 法第十一条第一項の認可を申請しようとする者は、定款及び事業計画を認可申請書とともに提出しなければならない。

2 法第十一条第二項の認可を申請しようとする者は、定款及び事業基本方針を認可申請書とともに提出しなければならない。

（組合施行に関する認可申請書の添付書類）

第三条 法第十一条第一項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 認可を申請しようとする者が施行地区となるべき区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者であることを証する書類
- 二 法第十二条第一項において準用する法第七条の十二の同意を得たことを証する書類
- 三 法第十三条の規定により公的資金による住宅を建設することが適当と認められる者に対して参加組合員として参加する機会を与えたことを証する書類
- 四 法第十四条第一項の同意を得たことを証する書類

2 法第十一条第二項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に前項第一号、第三号及び第四号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 法第十一条第三項の認可を申請しようとする市街地再開発組合（以下「組合」という。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 事業計画の決定について総会の議決を経たことを証する書類
- 二 第一項第二号に掲げる書類
- 三 法第十五条の二第二項の説明会の開催の状況を記載した書類
- 四 法第十五条の二第二項の規定により提出された意見書があつたときは、その意見書の処理の経緯を説明する書類
- 4 法第三十八条第一項の認可を申請しようとする組合は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 定款の変更又は事業計画若しくは事業基本方針の変更について総会又は総代会の議決を経たことを証する書類
 - 二 認可を申請しようとする組合が法第三十八条第二項において準用する法第七条の十二の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類
 - 三 認可を申請しようとする組合が法第三十八条第二項において準用する法第十四条第一項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類
 - 四 認可を申請しようとする組合が法第三十八条第二項において準用する法第七條の十六第三項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類
- 5 法第四十五条第四項の認可を申請しようとする組合は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 権利変換期日前に組合の解散について総会の議決を経たことを証する書類又は事業の完成を明らかにする書類
 - 二 認可を申請しようとする組合が法第四十五条第三項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

(施行地区位置図及び施行地区区域図)

第四条 法第七条の十一第一項（法第十二条第一項、法第五十条の六、法第五十三条第四項及び法第五十八条第三項において準用する場合を含む。以下この条から第八条までにおいて同じ。）又は法

第十二条第二項の施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区。以下この条において同じ。）は、施行地区位置図及び施行地区区域図を作成して定めなければならない。

2 前項の施行地区位置図は、縮尺二万五千分の一以上とし、施行地区の位置を表示した地形図でなければならない。

3 第一項の施行地区区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、施行地区の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

(設計の概要に関する図書)

第五条 法第七条の十一第一項の設計の概要及び同条第二項（法第十二条第一項、法第五十条の六、法第五十三条第四項及び法第五十八条第三項において準用する場合を含む。）の個別利用区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

2 前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 施設建築物の設計の概要
 - 二 施設建築敷地の設計の概要
 - 三 公共施設の設計の概要
 - 四 住宅建設の目標が定められた場合においては、市街地再開発事業により建設する住宅の概要
 - 五 個別利用区内の宅地の設計の概要
- 3 第一項の設計図は、次の表に掲げるものとする。

図面の種類		明示すべき事項	
施設建築物	各階平面図	縮尺	
	二面以上の断面図	五百分の一以上縮尺並びに柱、外壁、廊下、階段及び昇降機の位置	
施設建築敷地	平面図	五百分の一以上縮尺並びに施設建築物、床及び各階の天井の高さ	
	平面図	五百分の一以上縮尺、方位、施設建築物、主要な給水施設、排水施設、電気施設及びガス施設の位置並びに広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設、通路及び消防用水利施設の位置	
公共施設	平面図	五百分の一以上縮尺、方位並びに公共施設の位置及び形状	
	二面以上の断面図	五百分の一以上縮尺並びに公共施設の構造及び現在の地盤面	
個別利用区内の宅地		平面図	
		五百分の一以上縮尺、方位並びに個別利用区内の宅地の位置及び形状	

(資金計画書)

第六条 法第七条の十一第一項の資金計画は、資金計画書を作成し、収支予算を明らかにして定めなければならない。

(設計の概要の設定に関する基準)

第七条 法第七条の十一第一項の設計の概要の設定に関する同条第六項の技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 設計の概要は、施行地区内の水道施設等の機能の維持と災害時における避難路等災害防止上必要な施設の確保を考慮して定めなければならない。
- 二 設計の概要は、施行地区又はその周辺の地域における義務教育施設、水道施設等の公益的施設の整備の状況を勘案して、当該施行地区及びその周辺の地域における利便の保全が図られるように定めなければならない。
- 三 設計の概要は、施設建築物に関し権利を与えられることとなる者の居住条件等を考慮して、できる限り、当該施設建築物の低廉化を図るよう定めなければならない。
- 四 施設建築物の構造は、用途が同一であり、又は類似する施設建築物の各戸を集約的に配置することができること、各戸の利用の独立性を確保すること等その合理的利用を確保することができるものとしなければならない。

五 施設建築物の構造は、施設建築物の規模及び各階の用途に応じた施設建築物の安全性並びに各階の用途に応じた機能が確保されたものとしなければならない。

六 施設建築物の廊下、階段その他の共用部分は、施設建築物の規模及び用途構成に応じた適正な規模及び配置のものとし、管理保全の利便が確保されたものとしなければならない。

七 施設建築物敷地内の広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設は、施設建築物の規模及び用途構成に応じて、良好な都市環境が形成されるよう適切に配置しなければならない。

八 施設建築物敷地内の通路は、施設建築物の各棟から公共施設及び当該地区内の広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設に適切に連絡するように配置しなければならない。

九 設計の概要は、消防に必要な水利を設けるように定めなければならない。

十 施設建築物敷地内の主要な給水施設、排水施設、電気施設及びガス施設は、施設建築物の規模及び用途構成に応じ、当該区域について想定される需要を確保することができるよう適切に配置しなければならない。

（資金計画に関する基準）

第八条 法第七条の十一第一項の資金計画に関する同条第六項の技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 資金計画のうち収入予算においては、収入の確実であると認められる金額を収入金として計上しなければならない。
- 二 資金計画のうち支出予算においては、適正かつ合理的な基準によりその経費を算定し、これを支出金として計上しなければならない。

（市街地再開発事業の施行の方針）

第八条の二 法第十二条第二項の市街地再開発事業の施行の方針においては、当該市街地再開発事業の目的、事業施行予定期間及び法第十一条第三項の認可を受けるまでの資金計画を定めなければならない。

（組合の施行地区予定地の公告）

第九条 市町村長は、法第十五条第二項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第七条の三第二項の規定による公告をしようとするときは、施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称（市町村の区域内の町又は字の区域の一部が含まれる場合においては、その一部の区域内の土地の地番）を公告し、かつ、当該区域を表示する図面を当該市町村の事務所においてその公告をした日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

（組合施行に関する借地権の申告手続）

第十条 法第十五条第二項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第七条の三第三項の規定による申告をしようとする者は、別記様式第一の借地権申告書を市町村長に提出しなければならない。

2 第一条の三第二項及び第三項の規定は、前項に規定する申告について準用する。

（組合員への周知等）

第十条の二 法第十一条第二項の規定により設立された組合は、同条第三項の事業計画の案を作成したときは、その決定に係る総会の開催日の一月前までに、当該事業計画の案に関する説明会を開催しなければならない。この場合において、組合は、少なくとも説明会の開催日の五日前から第四項の規定により意見書を提出することができる期間の満了の日までの間、当該事業計画の案を主たる事務所に備え付けなければならない。

2 説明会は、できる限り、説明会に参加する組合員の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定め、開催するものとする。

3 組合は、説明会の開催日の五日前までに、説明会の開催の日時及び場所並びに次項の規定により意見書を提出することができる期間を組合員に通知しなければならない。

4 組合員は、組合が説明会の翌日から起算して二週間を下らない範囲内で定める期間が経過する日までの間、当該事業計画の案について、組合に意見書を提出することができる。

（意見書の内容の審査の方法）

第十条の三 都市再開発法施行令（以下「令」という。）第三条の二第一項において準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第十六条第四項（法第三十八条第二項、法第五十条の六及び法第五十条の九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（法第十六条第四項において準用する行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この項において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて都道府県知事が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

2 前項の規定は、令第三条の二第二項において準用する同条第一項において準用する行政不服審査法施行令第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第五十三条第二項（法第五十六条において準用する場合を含む。）において準用する法第十六条第四項において準用する行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合について準用する。この場合において、前項中「都道府県知事」とあるのは、「地方公共団体」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、令第三条の二第三項において準用する同条第一項において準用する行政不服審査法施行令第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第五十八条第三項及び第四項において準用する法第十六条第四項において準用する行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合について準用する。この場合において、第一項中「都道府県知事」とあるのは、「国土交通大臣（市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事）」と読み替えるものとする。

（組合施行に関する公告事項）

第十一条 法第十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、法第十一条第一項の認可に係る公告にあつては第一号から第六号まで、同条第三項の認可に係る公告にあつては第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げるものとする。

一 事務所の所在地

二 設立認可の年月日

三 事業年度

四 公告の方法

五 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限
六 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
七 事業計画の認可の年月日

2 法第十九条第二項の国土交通省令で定める事項は、前項第一号から第四号までに掲げるもの及び事業施行予定期間とする。
3 法第三十八条第二項において準用する法第十九条第一項又は第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事務所の所在地及び設立認可の年月日
- 二 組合の名称、事業施行期間若しくは事業施行予定期間、施行地区若しくは工区又は事務所の所在地に關して変更がされたときは、その変更の内容
- 三 第一項第三号又は第四号に掲げる事項に關して変更がされたときは、その変更の内容
- 四 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたときに伴い個別利用区の面積が拡張されたときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限
- 五 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
- 六 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可の年月日

(電磁的記録)

第十二条 法第二十七条第七項の国土交通省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次条第一項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルに記録したものである。

(電磁的方法)

第十三条 法第三十一条第四項（法第三十四条第三項及び第三十五条第四項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十三条の二 法第三十一条第五項（法第三十四条第三項及び第三十五条第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める方法は、前条第一項第二号に掲げる方法とする。

(縦覧手続等を要しない事業計画の変更)

第十四条 令第四条第一項第五号の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 施設建築敷地内の主要な給水施設、排水施設、電気施設又はガス施設の位置の変更
- 二 施設建築敷地内の広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設又は通路若しくは消防用水利施設の位置の変更
- 三 公共施設の構造の変更

(組合員名簿の記載事項)

第十五条 令第七条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 令第五条第一項の代表者を選任したときは、その者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 組合員名簿の作成又は変更の年月日

(決算報告書)

第十六条 法第四十九条の決算報告書は、次に掲げる事項を記載して作成しなければならない。

- 一 組合の解散の時における財産及び債務の明細
- 二 債権の取立及び債務の弁済の経緯
- 三 残余財産の処分の明細

(再開発会社施行に關する認可申請手続)

第十六条の二 法第五十条の二第一項の認可を申請しようとする者は、規準及び事業計画を認可申請書とともに提出しなければならない。

(再開発会社施行に關する認可申請書の添付書類)

第十六条の三 法第五十条の二第一項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款の写し
- 二 株主名簿の写し
- 三 法第二条の二第三項第四号前段の要件を満たしていることを証する書類

- 四 法第五十条の六において準用する法第七条の十二の同意を得たことを証する書類
- 五 法第五十条の四第一項の同意を得たことを証する書類
- 2 法第五十条の九第一項の認可を申請しようとする再開発会社は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 定款の写し
 - 二 株主名簿の写し

- 三 法第二条の二第三項第四号前段の要件を満たしていることを証する書類
- 四 認可を申請しようとする再開発会社が法第五十条の九第二項において準用する法第七条の十二の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類
- 五 法第五十条の九第二項において準用する法第五十条の四第一項の同意を得たことを証する書類
- 六 認可を申請しようとする再開発会社が法第五十条の九第二項において準用する法第七条の十六第三項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

3 法第五十条の十二第一項の認可を申請しようとする再開発会社は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 合併後存続する会社、合併により設立される会社若しくは会社分割により市街地再開発事業を承継する会社又は市街地再開発事業の全部を譲り受ける会社若しくは市街地再開発事業の一部を譲り渡す会社及び当該事業の一部を譲り受ける会社（以下この項において「合併会社等」という。）に係る定款の写し
- 二 合併会社等に係る株主名簿の写し
- 三 法第二条の二第三項第四号前段の要件を満たしていることを証する書類

- 四 合併若しくは会社分割又は市街地再開発事業の譲渡及び譲受を必要とする理由を記載した書類
- 五 合併契約書、分割計画書若しくは分割契約書又は事業の譲渡及び譲受に関する契約書の写し

4 法第五十条の十五第一項の認可を申請しようとする再開発会社は、認可申請書に市街地再開発事業の終了を明らかにする書類を添付しなければならない。

（標準の記載事項）

第十六条の四 法第五十条の三第一項第九号の国土交通省令で定める事項については、第一条の八の規定を準用する。

（再開発会社の施行地区予定地の公告）

第十六条の五 市町村長は、法第五十条の五第二項（法第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第七条の三第二項の規定による公告をしようとするときは、施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称（市町村の区域内の町又は字の区域の一部が含まれる場合においては、その一部の区域内の土地の地番）を公告し、かつ、当該区域を表示する図面を当該市町村の事務所においてその公告をした日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

（再開発会社施行に関する借地権の申告手続）

第十六条の六 法第五十条の五第二項（法第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第七条の三第三項の規定による申告をしようとする者は、別記様式第一の借地権申告書を市町村長に提出しなければならない。

2 第一条の三第二項及び第三項の規定は、前項に規定する申告について準用する。

（再開発会社施行に関する公告事項）

第十六条の七 法第五十条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事務所の所在地
- 二 施行認可の年月日
- 三 事業年度
- 四 公告の方法
- 五 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限
- 六 権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限
- 2 法第五十条の九第二項において準用する法第五十条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 事務所の所在地及び施行認可の年月日
 - 二 再開発会社の名称、市街地再開発事業の名称、事業施行期間、施行地区若しくは工区又は前項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる事項に関して変更がされたときは、その変更の内容は、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限
 - 三 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区の面積が拡張されたときは、事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限
 - 五 規準又は事業計画の変更の認可の年月日
- 3 法第五十条の十二第二項において準用する法第五十条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 事務所の所在地及び施行認可の年月日
 - 二 再開発会社の名称に關して変更がされたときは、その変更の内容
- 4 法第五十条の十五第二項において準用する法第五十条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 施行認可の年月日
 - 二 市街地再開発事業の終了の認可の年月日
- （地方公共団体施行及び機構等施行に関する認可申請手続）
- 第十七条** 地方公共団体は、法第五十一条第一項後段（法第五十六条において準用する場合を含む。）の認可を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を提出しなければならない。

- 一 市街地再開発事業の種類
 - 二 施行者の名称及び事業施行期間
 - 三 資金計画
 - 四 市街地再開発事業の範囲
 - 五 事業計画の縦覧及び意見書の処理の経過
- 2 機構等（法第五十八条第一項に規定する機構等をいう。以下同じ。）は、法第五十八条第一項前段の認可を申請しようとするときは施行規程及び事業計画を、同項後段の認可を申請しようとするときは変更に係る施行規程又は事業計画を認可申請書とともに提出しなければならない。
- 3 前二項の認可申請書には、法第五十三条第四項（法第五十六条において準用する場合を含む。）又は法第五十八条第三項及び第四項において準用する法第七条の十二の協議の内容を証する書類を添付しなければならない。

（施行規程の記載事項）

第十七条の二 法第五十二条第二項第九号の国土交通省令で定める事項は、事業計画において個別利用区が定められた場合における法第七十条の二第二項第三号の施行規程で定める規模とする。

（地方公共団体施行に関する公告事項）

第十八条 法第五十四条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 施行者の名称
 - 二 事務所の所在地
 - 三 事業計画の決定の年月日又は当該事業計画において定めた設計の概要についての認可の年月日
 - 四 個別利用区内の宅地への権利変換の申出ができる期限
 - 五 権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限
- 2 法第五十六条において準用する法第五十四条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 施行者の名称及び事務所の所在地並びに事業計画の決定の年月日
 - 二 市街地再開発事業の名称、事業施行期間、施行地区若しくは工区、施行者の名称又は事務所の所在地に關して変更がされたときは、その変更の内容
 - 三 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区の面積が拡張されたときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限
 - 四 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限
 - 五 事業計画の変更の年月日又は事業計画において定めた設計の概要に關して変更がされたときは、当該設計の概要の変更についての認可の年月日

（施行規程の記載事項）

第十八条の二 第十七条の二の規定は、法第五十八条第三項において準用する法第五十二条第二項第九号の国土交通省令で定める事項について準用する。

（機構等施行に関する公告事項）

第十九条 法第五十八条第三項において準用する法第十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 施行者の名称
 - 二 事務所の所在地
 - 三 施行規程及び事業計画の認可の年月日
 - 四 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限
 - 五 権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限
- 2 法第五十八条第四項において準用する法第十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 施行者の名称及び事務所の所在地並びに施行規程及び事業計画の認可の年月日
 - 二 市街地再開発事業の名称、事業施行期間、施行地区若しくは工区又は事務所の所在地に關して変更がされたときは、その変更の内容
 - 三 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区の面積が拡張されたときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限
 - 四 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限

五 施行規程又は事業計画の変更の認可の年月日

(収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第二十条 令第二十三条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第二とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

(測量標識)

第二十一条 法第六十四条第一項（法第十八条の二十九において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める標識は、標示杭に測量の目的及び施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者の氏名又は名称を表示したものである。

(第一種市街地再開発事業の概要を周知させるための必要な措置)

第二十二條 法第六十七条の第一種市街地再開発事業の概要を周知させるための必要な措置は、次に定めるところにより、説明のための会合を開催することとする。ただし、関係権利者が参集しないためその他施行者の責に帰すことができない理由により、あらかじめ定められた日時及び場所において説明のための会合を開催することができないときは、会合の開催以外の方法によることができる。

一 会合を開催する場所は、できる限り、関係権利者の参集の利便を考慮して定めること。

二 会合の日時及び場所を会合を開催する日の一週間前までに、関係権利者に通知し、又は新聞紙に広告すること。

三 会合には、都道府県の職員又は市町村（都の特別区の存する区域にあつては、特別区）の長若しくは職員の立会いを求めること。

(土地調書及び物件調書の様式)

第二十三条 法第六十八条第二項において準用する土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十七条第四項の規定による土地調書の様式は、別記様式第三とし、物件調書の様式は、別記様式第四とする。

(権利処分承認申請手続)

第二十四条 法第七十条第二項の規定により権利の処分について承認を得ようとする者は、別記様式第五の権利処分承認申請書を施行者に提出しなければならない。

2 前項の権利処分承認申請書には、権利の処分について承認を得ようとする者及び権利の処分の相手方の本人確認書類を添附しなければならない。

(個別利用区内の宅地への権利変換の申出の方法)

第二十四条の二 法第七十条の二第一項の申出は、別記様式第五の二の個別利用区内の宅地への権利変換の申出書に、自己が施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者であることを証する書面を添付して、これを施行者に提出しなければならない。この場合において、その申出について同条第二項第一号の同意を得なければならないときは、別記様式第五の三の個別利用区内の宅地への権利変換の申出に関する同意書を添付しなければならない。

(権利変換を希望しない旨の申出等の方法)

第二十五条 法第七十一条第一項の規定による申出をしようとする者は、別記様式第六の金銭給付等希望申出書に、自己が施行地区内の宅地（指定宅地を除く。）の所有者、その宅地について借地権を有する者又は施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき建築物を所有する者であることを証する書面を添附して、これを施行者に提出しなければならない。この場合において、その申出について同条第二項の同意を得なければならないときは、同項の同意を得たことを証する書面も添附しなければならない。

2 法第七十一条第三項の規定による申出をしようとする者は、別記様式第七の借家権消滅希望申出書に、自己が施行地区内の建築物について借家権を有する者であることを証する書面を添附して、これを施行者に提出しなければならない。

3 法第七十一条第四項から第六項までの規定による申出の撤回をしようとする者は、別記様式第八の金銭給付等希望申出撤回書又は別記様式第九の借家権消滅希望申出撤回書を施行者に提出しなければならない。

(権利変換計画又はその変更の認可申請手続)

第二十六条 法第七十二条第一項後段の認可を申請しようとする施行者は権利変換計画に、同条第四項において準用する同条第一項後段の認可を申請しようとする施行者は権利変換計画のうち変更に係る事項に、次に掲げる書類を添付して、認可申請書とともに、これを都道府県又は機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）にあつては国土交通大臣に、個人施行者、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事に提出しなければならない。

一 法第八十三条第二項又は同条第五項において準用する同条第二項の規定により提出された意見に係る意見を採択しなかつたときは、その意見の概要及び採択しなかつた理由を記載した書類

二 法第八十四条の規定による審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開発審査会の議決を経たことを証する書類

三 認可を申請しようとする施行者が個人施行者である場合において、法第七十二条第二項において準用する法第七十条の十三第一項の同意を得なければならないときは、その同意を得たことを証する書類

四 認可を申請しようとする施行者が組合である場合においては、権利変換計画の決定又は変更についての総会若しくはその部会又は総代会の議決を経たことを証する書類

五 認可を申請しようとする施行者が再開発会社である場合においては、法第七十二条第三項において準用する法第五十条の四第一項の同意を得たことを証する書類

六 法第一百十條の規定により権利変換計画を定めようとするときは、法第六十八条第一項の土地調書及び物件調書（以下この条において「土地調書等」という。）並びに施行地区内の土地又は物件に関し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者のすべての同意を得たことを証する書類

七 法第一百十條の二の規定により権利変換計画を定めようとするときは、土地調書等及び施行地区内の土地（指定宅地を除く。）又はこれに存する物件に関し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者の全ての同意を得たことを証する書類

八 法第一百十條の三の規定により権利変換計画を定めようとするときは、土地調書等及び指定宅地又はこれに存する物件に関し権利を有する者の全ての同意を得たことを証する書類

九 法第七十三条第二項本文の規定によらないで権利変換計画を定めようとするときは、同項第一号の関係権利者のすべての同意があつたことを証する書類

十 法第七十八条第二項の必要な定めをするときは、関係権利者の意見の概要を記載した書類
 （権利変換計画に定めるべき事項）

第二十七条 法第七十三条第一項第二十五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 一個の施設建築敷地の価額の概算額及び当該施設建築敷地に設定される地上権の価額の概算額
- 二 個別利用区内の宅地の価額の概算額
- 三 法第八十八条第一項ただし書の地代の概算額及び法第九十一条第一項の補償金（利息相当額を含む。）の支払い期日及び支払い方法

（権利変換計画に関する図書）

第二十八条 法第七十三条第一項第一号に掲げる配置設計は、配置設計図を作成して定めなければならない。

2 前項の配置設計図は、次に掲げるものとする。

- 一 第五条第三項の表に掲げる施設建築物の各階平面図に各施設建築物の一部の配置及び用途を表示したもの
- 二 第五条第三項の表に掲げる施設建築敷地の平面図に各施設建築敷地の区域を表示したもの
- 三 第五条第三項の表に掲げる公共施設の平面図
- 四 第五条第三項の表に掲げる個別利用区内の宅地の平面図に各個別利用区及び当該個別利用区内の各宅地の区域を表示したもの

3 法第七十三条第一項第二号から第二十五号までに掲げる事項並びに法第九十九条の二第六項及び法第九十九条の三第五項の規定により定めるところとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要は、別記様式第十（法第一百十條及び法第一百十條の二の場合においては、別記様式第十一又は法第一百一十條の場合においては、別記様式第十二）の権利変換計画書を作成して定めなければならない。

（管理事務費の算出方法）

第二十九条 令第二十九条第一項の管理事務費の年額は、令第二十八条第一項の規定により定めた施設建築敷地の価額の概算額に百分の六を乗じて得た額と公課の年額との合計額に、百分の三をこえない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額とする。

（令第三十條第一項の償却額を算出する場合における償却方法等）

第三十條 令第三十條第一項の償却額を算出する場合における償却方法は、施設建築物の一部の整備に要する費用を当該費用にあてられる資金の種類及び額並びに借入条件を考慮して施行者が定める期間及び利率で毎年元利均等に償却する方法とする。

2 令第三十條第一項の修繕費の年額は、昇降機を共用する場合にあつては、前項の費用（昇降機の整備に係るものを除く。）の額に百分の一・二をこえない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額に前項の費用のうち昇降機の整備に係るものの額に百分の三をこえない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額を加えた額とし、昇降機を共用しない場合にあつては、前項の費用の額に百分の一・二をこえない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額とする。

3 令第三十條第一項の管理事務費の年額は、昇降機を共用する場合にあつては、第一項の費用の額に百分の〇・五をこえない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額に当該昇降機の運転に要する費用の年額に当該施設建築物の一部に係る当該昇降機の共有持分の割合を乗じて得た額を加えた額とし、昇降機を共用しない場合にあつては、第一項の費用の額に百分の〇・五をこえない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額とする。

4 令第三十條第一項の地代に相当する額は、令第二十九条の規定により算出した地代の額に施設建築物の一部に係る地上権の共有持分の割合を乗じて得た額に当該施設建築物の一部に係る地上権の価額を当該地上権の存続期間及び相当の利率により元利均等に償却するものとして算出した償却額を加えた額とする。法第一百一十條の場合における令第三十條第一項の地代に相当する額は、令第二十八條第一項の合計価額に施設建築物の一部に係る施設建築敷地の共有持分の割合並びに施設建築敷地の整備に要する費用等にあてられる資金の種類及び額並びに借入条件を考慮して施行者が定める数値を乗じて得た額と令第二十八條第一項の基準日における近傍類似の土地の地代の額に当該土地の借地権の設定の対価を当該借地権の存続期間及び相当の利率により元利均等に償却するものとして算出した償却額を加えた地代の見込額とのうちいずれか多額のものをこえない範囲内において定めなければならない。

5 法第一百一十條の場合及び法第九九條の二第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合においては、前項後段中「合計価額」とあるのは、「合計価額から、合計価額に令第四十三條の三に規定する道路の地上権割合を乗じて得た額を控除した額」と読み替えて、同項後段の規定を適用する。

6 法第一百一十條の場合及び法第九九條の三第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合においては、前項後段中「合計価額」とあるのは、「合計価額から、合計価額に令第四十三條の六に規定する都市高速鉄道の地上権割合を乗じて得た額を控除した額」と読み替えて、同項後段の規定を適用する。

7 令第三十條第一項の損害保険料の額は、施行者が個人施行者 組合又は再開発会社の場合にあつては、損害保険料として必要な経費の額とし、施行者が地方公共団体の場合にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三條の二の規定により地方公共団体の利益を代表する全国的な公益的法人が行う火災による損害に対する相互救済事業の事業費の負担率により算定した額とし、施行者が機構等の場合にあつては、施設建築物の一部の整備に要する費用の額に百分の〇・〇七二を超えない範囲内において機構等が定める数値を乗じて得た額とする。

8 令第三十條第一項の貸倒れ及び空家による損失をうめるための引当金の年額は、同項の償却額、修繕費、管理事務費、地代に相当する額、損害保険料及び公課（国有資産等所在市町村交付金を含む。）の年額を合計した額に百分の二をこえない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額とする。

（価額についての裁決申請書の様式）

第三十一條 法第八十五條第三項において準用する土地収用法第九十四條第三項の規定による裁決申請書の様式は、別記様式第十三とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

（権利変換計画の公告事項等）

第三十二條 施行者は、権利変換計画の認可を受けたときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 第一種市街地再開発事業の名称

二 施行者の氏名又は名称 三 事務所の所在地 四 権利変換計画に係る施行地区又は工区に含まれる地域の名称 五 権利変換期日 六 権利変換計画の認可を受けた年月日 2 施行者は、権利変換計画の変更の認可を受けたとき、又は権利変換計画について令第二十五条各号に掲げる事項を公告しなければならない。 一 前項第一号から第四号までに掲げる事項及び権利変換計画の認可を受けた年月日 二 権利変換期日について変更がされたときは、その変更の内容 三 権利変換計画の変更の認可を受けた年月日又は権利変換計画について令第二十五条各号に掲げる軽微な変更をした年月日 3 法第八十六条第一項の規定により通知すべき事項は、権利変換計画の認可を受けたときにあつては、第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び権利変換計画の内容のうちその通知を受けるべき者に係る部分とし、権利変換計画の変更の認可を受けたとき、又は権利変換計画につき令第二十五条各号に掲げる軽微な変更をしたときにあつては、第一項第一号から第四号まで及び前項第三号に掲げる事項並びに権利変換計画の内容のうちその通知を受けるべき者に係る部分とする。 (権利変換期日等の通知) 第三十二条の二 法第八十六条の二の規定による通知は、別記様式第十三の二により行うものとする。 2 法第八十六条の二の国土交通省令で定める事項は、権利変換計画の認可を受けたときにあつては、前条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項とし、権利変換計画の変更の認可を受けたとき、又は権利変換計画につき令第二十五条各号に掲げる軽微な変更をしたときにあつては、前条第一項第一号から第四号まで及び同条第二項第三号に掲げる事項とする。 (配当機関への通知) 第三十二条の三 令第三十四条第二項の国土交通省令で定める事項は、権利変換計画の認可を受けたときにあつては第三十二条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び権利変換計画の内容のうちその通知を受けるべき配当機関に係る部分とし、権利変換計画の変更の認可を受けたとき、又は権利変換計画につき令第二十五条各号に掲げる軽微な変更をしたときにあつては第三十二条第一項第一号から第四号まで及び同条第二項第三号に掲げる事項並びに権利変換計画の内容のうちその通知を受けるべき配当機関に係る部分とする。 (補償金等払渡通知書等の様式) 第三十三条 令第三十五条の補償金等払渡通知書の様式は、別記様式第十四とし、同条の権利喪失通知書の様式は、別記様式第十五とする。 (令第三十八条第三項の規定による通知の手続) 第三十四条 法第九十四条第五項の規定による通知をした施行者は、法第八十五条第三項において準用する土地収用法第百三十三条第二項の規定による訴えを提起した場合又は同項の訴訟が終了した場合において、令第三十八条第三項の規定による通知をするときは、当該通知書に裁判所のその旨を証する書面を添附しなければならない。 (特定建築者の公募) 第三十四条の二 法第九十九条の三第一項（法第百十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定により施行者が行う特定建築者の公募は、地方公共団体にあつては公報への登載その他所定の手段及び当該地方公共団体のウェブサイトに掲載により、その他の施行者にあつては掲示及び当該施行者のウェブサイトに掲載により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合（施行者が第一種市街地再開発事業を施行する個人施行者、組合又は再開発会社である場合に限る。）は、当該公募をウェブサイトに掲載により行うことを要しない。 一 施行地区の面積が〇・四ヘクタール未満である場合 二 施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合 2 施行者は、前項の規定によるほか、主要な関係機関、報道機関等を通じてその旨を周知させるよう努めるものとする。 (特定施設建築物の建築計画の内容) 第三十四条の三 法第九十九条の四（法第百十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき建築計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。 一 設計の概要 二 資金計画 三 工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに工程 四 その他施行者が必要と認める事項 2 前項第一号の設計の概要は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。 3 前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 特定施設建築物の敷地の設計の概要 二 特定施設建築物の敷地の設計の概要 4 第二項の設計図は、次の表に掲げるものとする。			
図面の種類	縮尺	明示すべき事項	
特定施設建築物	各階平面図	五百分の一以上縮尺、方位並びに用途及び住宅の規格並びに柱、壁、開口部、廊下、階段及び昇降機の位置	
	二面以上の断面図	五百分の一以上縮尺並びに特定施設建築物、床及び各階の天井の高さ	

特定施設建築物の敷地平面図		二面以上の立面図
特定施設建築物の敷地平面図		五百分の一以上縮尺及び開口部の位置

5 第一項第二号の資金計画は、資金計画書を作成し、収支予算を明らかにして定めなければならない。

(特定施設建築物の管理処分に関する計画の内容)

第三十四条の四 法第九十九条の四（法第一百八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき管理処分に関する計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 特定建築者が取得することとなる特定施設建築物の全部又は一部のうち業務の用に供する部分に入居を予定する業種
- 二 特定建築者が取得することとなる特定施設建築物の全部又は一部は、管理処分の方法
- 三 特定建築者が取得することとなる特定施設建築物の全部又は一部を賃貸する場合における家賃の予定額又は譲渡する場合における譲渡価額の予定額
- 四 その他施行者が必要と認める事項

(借家条件の裁定手続)

第三十五条 法第二百二条第二項（法第一百八条の二十二第二項において準用する場合を含む。）の裁定の申立てをしようとする者は、別記様式第十六の裁定申立書を施行者に提出しなければならない。

- 2 施行者は、裁定前に当事者の意見をきかなければならない。
- 3 裁定は、文書をもつてし、かつ、その理由を附さなければならない。
- 4 施行者は、裁定書の正本を当事者双方に送付しなければならない。

(標準家賃の額の確定の補正方法)

第三十六条 令第四十一条第二項の標準家賃の額の補正は、令第三十条の規定の例により定めた標準家賃の月額から、施設建築物の一部について賃借権を与えられることとなる者が施行地区内の建築物について有していた賃借権の価額を当該賃借権の残存期間、近隣の同類型の借家の取引慣行等を総合的に比較考量して施行者が定める期間で毎月均等に償却するものとして算定した償却額を控除して行なうものとする。

(法第一百八条第一項第五号の国土交通省令で定める場合)

第三十六条の二 法第一百八条第一項第五号の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる施設の用に供するため必要である場合とする。

- 一 地方公共団体又は地方住宅供給公社が自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する住宅
- 二 前号に掲げる施設のほか、社会福祉施設、教育文化施設その他の施設で施行地区における都市機能の更新を図るため特に必要なもの

(事業代行開始の公告事項)

第三十七条 法第一百十三条（法第一百八条の三十第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、事業代行開始の決定の理由とする。

(譲受け希望の申出等の方法)

第三十七条の二 法第一百八条の二第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の申出をしようとする者は、別記様式第十七の譲受け希望申出書に、自己が施行地区内の宅地の所有者、その宅地について借地権を有する者又は施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有する者であることを証する書面を添付して、これを施行者に提出しなければならない。

2 法第一百八条の二第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の申出をしようとする者は、別記様式第十八の賃借り希望申出書に、自己が施行地区内の建築物について借家権を有する者であることを証する書面を添付して、これを施行者に提出しなければならない。

3 法第一百八条の五第一項の規定による申出の撤回をしようとする者は、別記様式第十九の譲受け希望申出撤回書又は別記様式第二十の賃借り希望申出撤回書を施行者に提出しなければならない。

(管理処分計画又はその変更の認可申請手続)

第三十七条の三 法第一百八条の六第一項後段（同条第四項において準用する場合を含む。）の認可を申請しようとする施行者は、認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、これを、都道府県又は機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）にあつては国土交通大臣に、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事に提出しなければならない。

一 法第一百八条の十において準用する法第八十三條第二項又は法第一百八条の十において準用する法第八十三條第五項において準用する同条第二項の規定により提出された意見書に係る意見を探採しなかつたときは、その意見の概要及び採採しなかつた理由を記載した書類

二 法第一百八条の十において準用する法第八十四條の規定による審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開発審査会の議決を経たことを証する書類

三 認可を申請しようとする施行者が再開発会社である場合においては、法第一百八条の六第二項の同意を得たことを証する書類

四 法第一百八条の二十五の三の規定により管理処分計画を定めようとするときは、同条第一項の譲受け希望の申出をした者及び賃借り希望の申出をした者（法第一百八条の十八又は法第一百八条の二十五の三第二項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権又は施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利を取得した者を除く。）並びに特定事業参加者のすべての同意を得たことを証する書類

五 法第一百八条の十において準用する法第七十三條第二項本文の規定によらないで管理処分計画を定めようとするときは、同項第一号の関係権利者のすべての同意があつたことを証する書類

(管理処分計画に定めるべき事項)

第三十七条の四 法第百十八条の七第一項第十一号の国土交通省令で定める事項は、法第百十八条の十において準用する法第七十九条第三項の規定が適用されることとなる者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が施行地区内に有する宅地、借地権若しくは建築物とする。

(管理処分計画に関する図書)

第三十七条の五 法第百十八条の七第一項第一号に掲げる配置設計は、配置設計図を作成して定めなければならない。

2 前項の配置設計図は、第五条第三項の表に掲げる施設建築物の各階平面図に各施設建築物の一部の配置及び用途を表示したもの、同表に掲げる施設建築敷地の平面図に各施設建築敷地の区域を表示したもの並びに同表に掲げる公共施設の平面図とする。

3 法第百十八条の七第一項第二号から第十一号までに掲げる事項並びに法第百十八条の二十五第二項において準用する法第百九条の三第五項の規定により定められることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要は、別記様式第二十一(法第百十八条の二十五の三の場合においては、別記様式第二十一の二)の管理処分計画書を作成して定めなければならない。

(管理処分計画の公告事項等)

第三十七条の六 施行者は、管理処分計画の認可を受けたときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 第二種市街地再開発事業の名称

二 施行者の名称

三 事務所の所在地

四 管理処分計画に係る施行地区又は工区に含まれる地域の名称

五 管理処分計画の認可を受けた年月日

2 施行者は、管理処分計画の変更の認可を受けたとき、又は管理処分計画について令第四十六条の二各号に掲げる軽微な変更をしたときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 前項各号に掲げる事項

二 管理処分計画の変更の認可を受けた年月日又は管理処分計画について令第四十六条の二各号に掲げる軽微な変更をした年月日

3 法第百十八条の十において準用する法第八十六条第一項の規定により通知すべき事項は、管理処分計画の認可を受けたときにあつては第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び管理処分計画の内容のうちその通知を受けるべき者に係る部分とし、管理処分計画の変更の認可を受けたとき、又は管理処分計画につき令第四十六条の二各号に掲げる軽微な変更をしたときにあつては第一項第一号から第四号まで及び前項第二号に掲げる事項並びに管理処分計画の内容のうちその通知を受けるべき者に係る部分とする。

(譲受け権の譲渡等の通知)

第三十七条の七 法第百十八条の十六の規定による通知は、譲受け権の譲渡については別記様式第二十二の権利譲渡通知書にその譲渡を証する書類を添付して、譲受け権を目的とする質権の設定については別記様式第二十三の質権設定通知書にその設定を証する書類を添付して、これを施行者に提出してしなければならない。

(法第百十八条の十三第一項の権利の消滅に関する合意の成立の届出)

第三十七条の八 法第百十八条の十九第二項の規定による届出は、別記様式第二十四の合意成立届出書を施行者に提出してしなければならない。

(令第四十七条の二の国土交通省令で定める人数)

第三十七条の九 令第四十七条の二の国土交通省令で定める人数は、第一種市街地再開発事業の施行の認可の際、当該施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者(以下この条において「宅地の所有者等」という。)が四人である場合にあつては三人、宅地の所有者等が三人である場合にあつては六人、宅地の所有者等が二人である場合にあつては九人とする。

(土地区画整理事業との一体的施行についてこの省令を適用する場合の読替え)

第三十七条の九の二 法第百十八条の三十一第一項及び第二項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の七第一項第一号、宅地	宅地	宅地(特定仮換地である宅地を除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)
第三条第一項第一号		
第九条、第十六条の五	区域	区域(当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)
第二十五条第一項	内の宅地(指定宅地を除く。)	内の宅地(指定宅地及び特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)
第二十五条第一項	施行地区内の土地(指定宅地を除く。)	権原に基づき施行地区内の
第二十五条第一項	建築物	建築物(指定宅地に存する建築物及び施行地区内の特定仮換地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきもの(以下「施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等」という。)を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地に移転し、又は除却すべきもの(以下「施行地区内の特定仮換地への移転建築物等」という。)を含む。)

第二十五条第二項	建築物	建築物（指定宅地に存する建築物及び施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）
第二十六条第六号	土地又は物件	土地（特定仮換地を除き、特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）又は物件（施行地区内の特定仮換地に存する物件であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきものを除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存する物件であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地に移転し、又は除却すべきものを含む。）
第二十六条第七号	を除く。	及び特定仮換地を除き、特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。
第二十七条第一号	一個の	一個の施設建築物に係る
第二十七条第一号、第二十九号、第三十七条の三第四号	施設建築敷地	施設建築敷地（特定仮換地である施設建築敷地を除き、施設建築敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）
第三十条第四項	施設建築敷地の共有持分	施設建築敷地（特定仮換地である施設建築敷地を除き、施設建築敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）の共有持分
第三十六条	建築物に	建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）に
第三十七条の二第一項、第三十七条の九	内の宅地	内の宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）
第三十七条の二第一項	施行地区内の土地に権原に基づき	権原に基づき施行地区内の
第三十七条の二第一項及び第二項	建築物	建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）
第三十七条の四	施行地区内に存する有する施行地区内の宅地若しくはその宅地に存する借地権（特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、施行地区内の特定仮換地に宅地、借地権若しくは建築物は建築物	有する施行地区内の宅地若しくはその宅地に存する借地権（特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、施行地区内の特定仮換地に宅地、借地権若しくは建築物は建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を含む。）

（再開発事業計画の認定の申請）
第三十七条の十 法第二百二十九条の二第二項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第二十五による申請書に次の表に掲げる図書を添えて、これらを都道府県知事に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物並びに再開発事業を実施する土地の区域（以下「再開発事業区域」という。）
配置図	再開発事業区域内にある建築物
再開発事業区域内にある建築物	縮尺、方位、再開発事業区域、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置
建築する建築物	縮尺、方位、再開発事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び再開発事業区域内に整備する公共施設の配置
建築する建築物の各階平面図	縮尺、方位及び間取
建築する建築物の二面以上の立面図	縮尺
同意証書等	法第二百二十九条の二第二項に規定する同意を得たことを証する書類及び同項に規定する協議の経過を示す書面
	法第二百二十九条の二第三項に規定する同意を得たことを証する書類

（計画の記載事項）

第三十七条の十一 法第二百二十九条の二第五項第七号の国土交通省令で定める事項は、再開発事業区域の面積及び再開発事業区域内の土地の権利関係とする。

（法第二百二十九条の三第二号ロの国土交通省令で定める規模等）

第三十七条の十二 法第二百二十九条の三第二号ロの国土交通省令で定める規模は、二百平方メートルとする。

2 法第二百二十九条の三第二号ハの国土交通省令で定める割合は、三分の一とする。

3 法第二百二十九条の三第二号ニの建ぺい率の限度が定められている場合における当該限度から減じる数値として国土交通省令で定める数値は、十分の一とする。

4 法第二百二十九条の三第二号ニの建ぺい率の限度が定められていない場合における国土交通省令で定める数値は、十分の九とする。

（法第二百二十九条の五第一項の国土交通省令で定める軽微な変更）

第三十七条の十三 法第二百二十九条の五第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、再開発事業の実施期間の六月以内の変更とする。

（事務所備付け簿書）

第三十八条 法第二百三十四条の規定により施行者が備え付けておかなければならない簿書は、次に掲げるものとする。

- 一 規準、規約、定款又は施行規程
- 二 事業計画又は事業基本方針
- 三 配置設計図

六、市街地再開発事業に関し、施行者が受けた行政庁の認可その他の処分を証する書類

七 組合にあつては、組合員名簿、総会及び総代会の会議の議事録並びに通常総会の承認を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録

再開発会社にあつては 株主名簿 株主総会の議事録 事業報告書 貸借対照表及び損益計算書

九 法第七十九条第二項（法第百十八条の十において準用する場合を含む。）、法第八十四条第一項（同条第二項（法第百十八条の十において準用する場合を含む。）及び法第百十八条の十において準用する場合を含む。）、法第九十七条第三項後段及び法第百二条第二項（法第百十八条の二十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開発審査会の議決を経たことを証する書類

(公告の方法等)

第三十九条 法第七条の五第二項、法第七条の十六第二項及び法第七条の二十第二項において準用する場合を含む。、法第七条の十七第八項、法第十九条第一項（法第三十八条第二項並びに法第五十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、若しくは第二項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）、法第四十五条第六項（法第三十八条の八第一項（法第五十条の九第二項、法第五十条の十二第二項及び法第六十条の十五第二項において準用する場合を含む。）、法第五十四条第一項（法第五十六条において準用する場合を含む。）、法第六十条第五項、法第七十条の二第五項若しくは第六項、法第八十六条第一項（法第一百八条の十において準用する場合を含む。）、法第一百条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第一百八条の三十第二項において準用する場合を含む。）、法第一百八条の三三第二項において準用する場合を含む。）、法第一百七条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第一百八条の三十第二項において準用する場合を含む。）、法第一百八条の十七、法第一百八条の二十第一項、法第二百二十四条の二第五項の公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事又は施行者は、法第七十五条第一項、法第十九条第一項（法第五十八条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、法第五十条の八第一項又は法第五十四条第一項の公告をしたときは、その公告の内容及び第四条第一項の施行地区区域によつて表示した施行地区について、その公告をした日から起算して三十日間、市街地再開発事業の施行地区区域内の適当な場所に掲示するとともに、国土交通大臣、都道府県知事にあつては当該都道府県の、施行者にあつては当該施行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。施行地区を変更して従前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入することを内容とする事業計画又は事業基本方針の変更について、法第七十五条において準用する法第七十五条第一項の公告、法第三十八条第二項において準用する法第十九条第一項及び第二項の公告、法第五十八条第四項において準用する法第十九条第一項の公告、法第五十条の九第二項において準用する法第五十条の八第一項並びに法第五十六条において準用する法第五十四条第一項の公告をした場合も、同様とする。

3 国土交通大臣、都道府県知事又は施行者は、法第七条の十六第二項において準用する法第七條の十五第一項の公告、法第三十八條第二項において準用する法第十九條第一項及び第二項の公告、法第五十條の九第二項において準用する法第五十條の八第一項の公告、法第五十八條第四項において準用する法第五十六條において準用する法第五十四條第一項の公告（いずれも前項後段に掲げるものを除く。）をしたときは、その公告の内容について、その公告をした日から起算して十日間、市街地再開発事業の施行地区内の適当な場所に掲示するとともに、国土交通大臣にあつては国土交通省の、都道府県知事にあつては当該都道府県の、施行者にあつては当該施行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

4 施行者は法第八十六条第(一)項(法第百十八条の十において準用する場合を含む。)の公告をしたときは、その公告の内容及び第十八条第一項又は第三十七条の五第一項の配置設計図によつて表示した配置設計について、その公告をした日から起算して十日間、市街地再開発事業の施行地区内の適当な場所に掲示するとともに、次の各号のいずれかに該当する場合(施行者が第一種市街地再開発事業を施行する個人施行者、組合又は再開発会社である場合に限る。)を除き、当該施行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、施行者が、権利変換計の画又は管理処分計画の変更で配置設計の変更を伴うものについて法第八十六条第一項(法第百十八条の十において準用する場合を含む。)の公告をしたときには、第二十八条第一項又は第三十七条の五第一項の配置設計図によつて表示した配置設計を掲示すること及び公衆の閲覧に供することを要しない。

二 施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

5 都道府県知事、市長、施行者又は事業代行者は、法第七條の五第二項、法第七條の十七第八項、法第五十條の十二第二項において準用する法第五十條の八第一項、法第六十六條第五項、法第七十條の二第五項若しくは第六項、法第百條第一項若しくは第二項、法第百十三條、法第百十八條の三十第二項において準用する場合を含む。）、法第百十七條第一項若しくは第二項（これらの規定に於ける法第百十八條の三十第二項において準用する場合を含む。）、法第百十八條の十七、法第百十八條の二十第一項、法第百二十四條の二第四項、法第百二十五條の二第二項の公告をしたときは、その公告の内容について、その公告をした日から起算して十日間、市街地再開発事業の施行地区内の適当な場所に掲示するとともに、都道府県知事にあつては当該都道府県の、市長にあつては当該市の、施行者にあつては次の各号のいずれかに該当する場合（施行者が第一種市街地再開発事業を施行する個人施行者、組合又は再開発会社である場合に限る。）を除き当該施行者の、事業代行者にあつては当該事業代行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

一 施行地区の面積が〇・四ヘクタール未満である場合

二 施行者が自ら管理するウェブサイトをしていない場合

(権限の委任)

第四十条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第二百四十四条第一項並びに第二百六条第一項及び第二項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

二項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

法第二條の二第五項の規定により市街地再開発事業を施行する必要があると認め、及び同条第六項の規定により自動車専用道路の新設又は改築が著しく困難であると認めること。

二 法第五十八條第一項の規定により施行規程及び事業計画を認可し、同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第十六條第一項の規定により施行規程及び事業計画を公衆の縦覧に供させ、同条第二項の規定による意見書を受理し、並びに同条第三項の規定により意見書の内容を審査し、及び必要な修正を命じ、又は通知し、並びに法第五十八條第三項の

において準用する法第十九条第一項の規定により図書を送付すること（独立行政法人都市再生機構が施行する市街地再開発事業（以下この条において「機構施行事業」という。）に係るものに限る。）。

- 三 法第七十二条第二項後段（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による権利変換計画の認可をすること（機構施行事業に係るものに限る。）。
- 四 法第九十九条の第三第三項（法第一百八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築者の決定の承認をすること（機構施行事業に係るものに限る。）。
- 五 法第一百八条の六第一項後段（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による管理処分計画の認可をすること（機構施行事業に係るものに限る。）。
- 六 法第二百二十条第三項の規定により裁定し、当事者の意見を聴き、及び総務大臣と協議すること（機構施行事業に係るものに限る。）。
- 七 法第二百二十八条第一項の規定による審査請求又は同条第二項の規定による再審査請求に対して裁決をすること。
- 八 法第三百三十三条第一項の規定による管理規約の認可をすること（機構施行事業に係るものに限る。）。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（防災建築街区造成法施行規則等の廃止）

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 防災建築街区造成法施行規則（昭和三十六年建設省令第二十三号）

二 公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律施行規則（昭和三十六年建設省令第三十八号）

（市街地改造事業等に関する経過措置）

第三条 法附則第四条第一項に規定する市街地改造事業については、旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律施行規則は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

2 法附則第四条第二項に規定する防災建築街区造成組合、防災建築街区造成事業及び防災建築物については、旧防災建築街区造成法施行規則は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 （昭和四十九年八月一日建設省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五〇年二月二三日建設省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十六年三月一〇日建設省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十六年九月二八日建設省令第二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条から第二十条までの規定は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附 則 （昭和六三年一月二二日建設省令第二二号）

1 この省令は、都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十九号）の施行の日（昭和六十三年十一月十五日）から施行する。

2 農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）附則第十九条第一項の規定により農用地整備公団が農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）による改正前の農用地開発公団法第十九条第一号又は第三号に規定する業務を行う間は、この省令による改正後の都市再開発法施行規則第一条の五の二第五号中「第十九条第一項第一号、第四号又は第六号に規定する業務」とあるのは、「第十九条第一項第一号、第四号若しくは第六号に規定する業務又は同法附則第十九条第一項の規定により農用地整備公団が行う農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）による改正前の農用地開発公団法第十九条第一項第一号若しくは第三号に規定する業務」とする。

附 則 （平成元年一月二二日建設省令第一七号）

（施行期日）

この省令は、平成元年十一月二十二日から施行する。

附 則 （平成二年一月三〇日建設省令第二二号）

この省令は、貨物運送取扱事業法及び貨物自動車運送事業法の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。

附 則 （平成六年二月二三日建設省令第四号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の建設業法施行規則、建築士法施行規則、建築動態統計調査規則、建設機械抵当法施行規則、河川法施行規則、道の区域内の建設大臣が管理する河川に係る流水占用料等に関する省令、都市再開発法施行規則、浄化槽設備士に関する省令、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令、浄化槽の型式の認定に関する省令及び建設省関係研究交流促進法施行規則に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

附 則 （平成六年三月一七日建設省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年九月一九日建設省令第二五号)

この省令は、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

附 則 (平成七年三月一日建設省令第四号)

この省令は、ガス事業法の一部を改正する法律の施行の日(平成七年三月一日)から施行する。

附 則 (平成七年二月二四日建設省令第二七号)

この省令は、電気事業法の一部を改正する法律の施行の日(平成七年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成八年二月二八日建設省令第一六号)

この省令は、自動車ターミナル法の一部を改正する法律の施行の日(平成八年十一月二十八日)から施行する。

附 則 (平成一〇年八月二六日建設省令第三三三号)

この省令は、都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第八十号)の施行の日(平成十年八月二十八日)から施行する。

附 則 (平成一〇年九月三〇日建設省令第三五五号)

この省令は、動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律の施行の日(平成十年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日建設省令第九号) 抄

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年五月一七日建設省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年六月二五日建設省令第三六号)

この省令は、都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律(平成十一年法律第二十五号)の一部の施行の日(平成十一年六月三十日)から施行する。

附 則 (平成一一年九月二七日建設省令第四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次条から附則第二十九条までの規定は、法の一部の施行の日(平成十一年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一一年九月二九日建設省令第四二号) 抄

1 この省令は、都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成十一年九月三十日)から施行する。

附 則 (平成一二年一月三一日建設省令第一〇号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年二月二〇日建設省令第四一号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年五月三一日国土交通省令第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、都市再開発法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年六月一日)から施行する。

附 則 (平成一四年二月二七日国土交通省令第二一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年一月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年二月一八日国土交通省令第一一六号)

この省令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年十二月十九日)から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日国土交通省令第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日国土交通省令第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二九日国土交通省令第二四号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月二九日国土交通省令第二五号)

この省令は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附 則（平成一七年六月一日国土交通省令第六六号）抄
この省令は、法の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

附 則（平成一七年一〇月二二日国土交通省令第一〇二号）

この省令は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十月二十四日）から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

（経過措置）

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（平成一九年四月三日国土交通省令第五四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年二月一日国土交通省令第九七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年二月三日国土交通省令第五号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成二八年三月二一日国土交通省令第二三三号）抄

1 この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二八年八月二九日国土交通省令第六一号）

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年九月一日）から施行する。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年三月二一日国土交通省令第二七号）

この省令は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年八月三一日国土交通省令第五三三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則（令和五年二月二八日国土交通省令第九八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年一月三一日国土交通省令第六号）抄

（施行期日）

1 この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。ただし、第四条から第九条まで、第十条中大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する法律施行規則第五十二条第二項の改正規定及び第十一一条から第十四条までの規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

4 第八条、第十条、第十一条、第十三条及び第十四条の規定による改正後の次に掲げる省令の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる公告について適用し、同日前にされた公告については、なお従前の例による。

一 都市再開発法施行規則第三十九条第二項から第五項まで

様式第一（第一条の三、第十条、第十六条の六関係）

借 地 権 申 告 書

年 月 日

借 地 権 者	住 所	
	氏 名	
借地権を有する者からさらに借地権の設定を受けた場合にあつては、その設定者	住 所	
	氏 名	
土 地 所 有 者	住 所	
	氏 名	

殿

次表の土地について下記の借地権を有することを申告します。

年 月 日 登記簿登記事項			
所在及び地番	地 目	地 積	所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名

記

1 借地権の種類

2 借地権の内容

イ 目的となつている宅地の面積

ロ 存続期間

ハ 地 代

備考

- 1 土地所有者(借地権を有する者からさらに借地権の設定を受けた場合にあつては、その設定者及びその土地所有者)が連署せず、借地権を証する書面を添えて申告する場合

においては、「土地所有者」（借地権を有する者からさらに借地権の設定を受けた場合に
あつては、「借地権を有する者からさらに借地権の設定を受けた場合にあつては、そ
の設定者」及び「土地所有者」）欄は、記載しないこと。

2 土地所有者から借地権の設定を受けた場合にあつては、「借地権を有する者からさら
に借地権の設定を受けた場合にあつては、その設定者」欄は、記載しないこと。

3 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」
欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄には土地所有者である法人の主
たる事務所の所在地及び名称を記載すること。

4 施行地区となるべき区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存する借地権を申
告するときは、「所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地
の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該借地権の存する宅地
についての特定仮換地の地積を、「目的となつている宅地の面積」には仮に当該借地権
の目的となつている特定仮換地の面積を付記すること。

様式第一の二（第一条の四関係）

建 築 許 可 申 請 書

年 月 日

殿

許可申請者 住 所

氏 名

都市再開発法第7条の4第1項の許可を受けたいので、下記により、申請します。

記

- 1 建築物の敷地の所在及び地番
- 2 建築物の構造
- 3 新築、増築、改築又は移転の別
- 4 敷地面積、建築面積及び延べ面積

備 考

- 1 用紙は、日本産業規格A4の寸法のものとする。
- 2 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第二(第二十条関係)

裁 決 申 請 書

裁決申請者 住 所
氏 名
相 手 方 住 所
氏 名

都市再開発法第63条第2項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

- 1 市街地再開発事業の名称
- 2 損失の事実
- 3 損失の補償の見積り及びその内訳
- 4 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住 所
氏 名

収用委員会 御中

備考

- 1 裁決申請者が2人以上の場合は、連名で申請することができること。
- 2 「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。
- 3 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 4 「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 5 法人の場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第三(第二十三条関係)

土 地 調 書

- 1 施行者の名称及び事務所の所在地
- 2 市街地再開発事業の名称
- 3 施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)
- 4 都市再開発法第60条第2項の公告の年月日
- 5 土地所有者の氏名及び住所
- 6 土地所有者以外の関係権利者の氏名及び住所
- 7 土地の所在

地 番	地 目	登記簿上の地積	実 測 地 積	施行地区内の各 個の土地の面積	所有権以外の権利の 種 類 及 び 内 容	権 利 者 の 氏 名	実 地 の 状 況

上記のとおり、都市再開発法第68条第1項の規定によつて土地調書を作成する。

年 月 日

施行者 名 称 印
立会人 身分及び氏名 印

備考

- 1 土地調書は、土地所有者ごとに作成すること。
- 2 「立会人」の身分については、「土地所有者」、「土地所有者以外の関係権利者」、「市町村職員」等の如く記載すること。

- 3 土地調書の記載事項に異議のある土地所有者又は土地所有者以外の関係権利者は、その異議を記載して署名押印すること。
- 4 都市再開発法第68条第2項において準用する土地収用法第36条第4項又は第5項の規定によつて立ち会つた立会人は、その理由を記載して署名押印すること。
- 5 添附すべき実測平面図は、縮尺100分の1から1,000分の1程度までのものとし、施行地区内の各個の土地は薄い赤色で着色すること。
- 6 法人の場合においては、氏名又は住所は、それぞれの法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 7 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の各個の宅地について記載するときは、「地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「施行地区内の各個の土地の面積」欄には当該宅地についての特定仮換地の面積を付記すること。

様式第四(第二十三条関係)

物 件 調 書

- 1 施行者の名称及び事務所の所在地
- 2 市街地再開発事業の名称
- 3 施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)
- 4 都市再開発法第60条第2項の公告の年月日
- 5 土地所有者の氏名及び住所
- 6 土地所有者以外の関係権利者の氏名及び住所
- 7 物件がある土地の所在

地 番	地 目	物件の番号	物 件 の 種 類 (大きさを含む。)	数 量	物件の所有 者 の 氏 名	所有権以外の権 利の種類及び内 容	所 有 者 以 外 の 権 利 者 の 氏 名	実 地 の 状 況

上記のとおり、都市再開発法第68条第1項の規定によつて物件調書を作成する。

年 月 日

施行者 名 称
立会人 身分及び氏名

印
印

備考

- 1 物件調書は、土地所有者ごとに作成すること。
 - 2 「立会人」の身分については、「物件の所有者」、「賃借権者」、「市町村職員」等の如く記載すること。
 - 3 物件調書の記載事項に異議のある土地所有者又は土地所有者以外の関係権利者は、その異議を記載して署名押印すること。
 - 4 都市再開発法第68条第2項において準用する土地収用法第36条第4項又は第5項の規定によつて立ち会つた立会人は、その理由を記載して署名押印すること。
 - 5 都市再開発法第68条第2項において準用する土地収用法第37条第3項の規定による実測平面図は、縮尺50分の1から500分の1程度までのものとし、建物の耐用年数、利用の現況等をあわせて記載すること。
 - 6 法人の場合においては、氏名又は住所は、それぞれの法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。
 - 7 施行地区内の特定仮換地に存する物件のうち土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきもの以外のものについて記載するときは、「土地所有者の氏名及び住所」には当該特定仮換地に対応する従前の宅地の所有者の氏名及び住所を記載し、「地番」欄又は「地目」欄には当該特定仮換地に対応する従前の宅地の地番又は地目を記載するとともに、「地番」欄には当該特定仮換地の番号及び当該物件が当該特定仮換地にある旨を付記すること。
-

様式第五(第二十四条関係)

権 利 処 分 承 認 申 請 書

年 月 日

殿

権利を処分しよう とする者	住 所	
	氏 名	

次表の（宅 地
建築物
借地権）について下記のとおり権利を処分するので、都市再開発法第70条第2項の規定により承認を申請します。

イ 宅 地

年 月 日登記簿登記事項			
所在及び地番	地 目	地 積	所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名

ロ 建築物

年 月 日登記簿登記事項					
所 在	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積	所有者の住所及び氏名

ハ 借地権

借地権の目的となっている宅地				借 地 権 の 範 囲
年 月 日登記簿登記事項				
所在及び地番	地目	地積	所有者の住所及び氏名	宅地の（全部） （一部） 平方 メー トル

記

権 利 の 処 分 の 内 容	（宅 地） （建 築 物） （借 地 権）の（全 部） （一 部）	
権 利 の 処 分 の 態 様		
権 利 の 処 分 の 相 手 方	住 所	
	氏 名	

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 権利の処分を宅地、建築物又は借地権の一部についてしようとするときは、その部分の位置を明らかにする見取図（方位を記載すること。）を添附すること。
- 3 「権利の処分の態様」は、「所有権の移転」、「借地権の設定又は移転」、「抵当権の設定」等の如く具体的に記載すること。
- 4 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄にはその法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。
- 5 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地、施行地区内の特定仮換地に存する建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除く。）又は施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存する借地権について申請するときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該宅地についての特定仮換地の地積を付記し、建築物の「所在」

欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記し、借地権の「所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地の地積を、「借地権の範囲」欄には仮に当該借地権の目的となつている特定仮換地の面積を付記すること。

様式第五の二（第二十四条の二関係）

個別利用区内の宅地への権利変換の申出書

年 月 日

殿

個別利用区内の宅地への権利変換の申出をしようとする者	住所	
	氏名	

都市再開発法第70条の2第1項の規定に基づき、同条第2項第2号 $\left(\begin{array}{c} \text{イ} \\ \text{ロ} \\ \text{ハ} \\ \text{ニ} \end{array} \right)$ に該当する下記の建築物を $\left(\begin{array}{c} \text{存置} \\ \text{移転} \end{array} \right)$ するため、下記の $\left(\begin{array}{c} \text{宅 地} \\ \text{借地権} \end{array} \right)$ についての権利変換計画において個別利用区内の宅地又はその借地権を与えられるよう定めるべき旨の申出をします。

記

1. 個別利用区内の宅地への権利変換の申出を行う宅地又は借地権

所有権又は借地権を有する者の氏名	所在及び地番	地 目	地 積	権利の種別

2. 存置又は移転する建築物

所 在	家屋番号	用 途	構造の概要	延 べ 面 積
容 積 率		建 築 面 積		移 転 時 期

備考

- 「権利の種別」の欄には、所有権又は借地権の別を記載すること。
- 法人の場合においては、「住所」の欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄にはその法人の名称を記載すること。
- 「容積率」及び「建築面積」の欄には、存置又は移転する建築物が都市再開発法第70条の2第2項第2号イに該当する場合に、当該建築物の容積率及び建築面積を記載すること。
- 「移転時期」の欄には、当該申出の目的が「2. 存置又は移転する建築物」に記載の建築物の移転である場合に、移転予定時期を記載すること。
- 当該建築物が都市再開発法第70条の2第2項第2号ロ又はニに該当する建築物を存置又は移転することを目的とする場合には、当該要件に該当することを証する書面を添付すること。

様式第五の三（第二十四条の二関係）（A4）

個別利用区内の宅地への権利変換の申出に関する同意書

年 月 日

殿

個別利用区内の宅地への権利変換の申出の同意をしようとする者	住 所	
	氏 名	

都市再開発法第70条の2第2項第1号の規定により、下記の（宅地）
（借地権）についての権利
変換計画において個別利用区内の宅地又はその借地権が与えられるよう定めるべき旨の申
出をすることに同意します。

記

1. 申出を行う宅地

所有権又は借地権を 有する者の氏名	所在及び地番	地 目	地 積	権利の種類

2. 同意する者の権利

イ 宅地

権利の 種類	権利の目的となつている宅地の 所在及び地番	権利の目的となつている宅地の面積

ロ 建築物

権利の 種類	権利の目的 となつて いる建築物の 所在	家屋番 号	用途	構造の 概要	延べ面 積	権利の目的となつて いる建築物の面積

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 「権利の種類」の欄には、所有権又は借地権の別を記載すること。

- 3 借家権が建築物の一部を目的としている場合においては、その建築物の一部に関する事項を記載すること。
- 4 法人の場合においては、「住所」の欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄にはその法人の名称を記載すること。

様式第六(第二十五条関係)

金 銭 給 付 等 希 望 申 出 書

年 月 日

殿

権利の変換を希望 しない旨の申出を しようとする者	住 所	
	氏 名	

都市再開発法第71条第1項の規定に基づき、下記の

{
宅 地
借地権
建築物
}
について同法第87条又
は第88条第1項及び第2項の規定による権利の変換を希望せず、

{
金銭の給付
建築物の他への移転
}
を希望するので申し出ます。

記

イ 宅 地

所 在 及 び 地 番	地 目	地 積

ロ 借地権

借地権の目的となつている宅地の所在 及び地番	借地権の目的となつている宅地の面 積

ハ 建築物

所 在	家 屋 番 号	用 途	構造の概要	延 べ 面 積

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 「地目」欄には、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第99条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 3 「地積」欄には、登記簿に登記された地積を記載すること。
- 4 「借地権の目的となつている宅地の面積」欄には、借地権が一筆の宅地の全部を目的としている場合においては、その面積を備考3の例により記載し、借地権が一筆の宅地の一部を目的としている場合においては、その一筆の宅地の一部の面積を記載すること。
- 5 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 6 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は施行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除く。)について申し出るときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該宅地についての特定仮換地の地積を付記し、借地権の「借地権の目的となつている宅地の所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「借地権の目的となつている宅地の面積」欄には仮に当該借地権の目的となつている特定仮換地の面積を付記し、建築物の「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。
-

様式第七(第二十五条関係)

借 家 権 消 滅 希 望 申 出 書

年 月 日

殿

借家権を有する者	住 所	
	氏 名	

都市再開発法第71条第3項の規定に基づき、下記の建築物について同法第88条第5項の規定による借家権の取得を希望しないので、申し出ます。

記

所	在	家屋番号	用 途	構造の概要	延 べ 面 積	所有者の住所及び氏名

備考

- 1 借家権が建築物の一部を目的としている場合においては、その建築物の一部に関する事項を記載すること。
- 2 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を、「所有者の住所及び氏名」欄には借家権の目的となっている建築物の所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。
- 3 施行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除く。)についての借家権について申し出るときは、「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。

様式第八(第二十五条関係)

金銭給付等希望申出撤回書

年 月 日

殿

権利の変換を希望しない旨の申出を撤回しようとする者	住 所	
	氏 名	

都市再開発法第71条（第4項
第5項
第6項）の規定に基づき、下記の（宅 地
借地権
建築物）についての同法
第87条の規定による権利の変換を希望せず、（金銭の給付
建築物の他への移転）を希望する旨の
申出を撤回します。

記

イ 宅 地

所 在 及 び 地 番	地 目	地 積

ロ 借地権

借地権の目的となっている宅地の所在 及び地番	借地権の目的となっている宅地の面 積

ハ 建築物

所 在	家 屋 番 号	用 途	構造の概要	延 べ 面 積

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 「地目」欄には、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第99条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 3 「地積」欄には、登記簿に登録された地積を記載すること。
- 4 「借地権の目的となっている宅地の面積」欄には、借地権が一筆の宅地の全部を目的としている場合においては、その面積を備考3の例により記載し、借地権が一筆の宅地の一部を目的としている場合においては、その一筆の宅地の一部の面積を記載すること。

- 5 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 6 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は施行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除く。)についての申出を撤回するときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該宅地についての特定仮換地の地積を付記し、借地権の「借地権の目的となつている宅地の所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「借地権の目的となつている宅地の面積」欄には仮に当該借地権の目的となつている特定仮換地の面積を付記し、建築物の「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。
-

様式第九(第二十五条関係)

借家権消滅希望申出撤回書

年 月 日

殿

借家権を有する者	住 所	
	氏 名	

都市再開発法第71条（第4項
第5項
第6項）の規定に基づき、下記の建築物についての同法第88条
第5項の規定による借家権の取得を希望しない旨の申出を撤回します。

記

所 在	家屋番号	用 途	構造の概要	延 べ 面 積	所有者の住所及び氏名

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 借家権が建築物の一部を目的としている場合においては、その建築物の一部に関する事項を記載すること。
- 3 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を、「所有者の住所及び氏名」欄には借家権の目的となっている建築物の所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。
- 4 施行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除く。)についての借家権についての申出を撤回するときは、「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。

様式第十(第二十八条関係)

権 利 変 換 計 画 書

(一) 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)若しくはその借地権又は施行地区内の土地(指定土地を除く。)に権原に基づき建築物を有する者で、これらの権利に対応して、施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等と
えられることとなるもの及び施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物について借家権を有する者で、当該借家権に対応して、施設建築物の一部について借家権を与えられることとなるものに関する事項

権 利 者						権 利 変 換 期 日 前 の 権 利 の 状 況										権 利 変 換 期 日 後 の 権 利 の 状 況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等と与えられることとなる者						施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等(指定宅地を除く。)、借地権若しくは建築物又は施設建築物の一部について借家権と与えられることとなる者の借家権の目的となっている施行地区内の土地(指定土地を除く。))に存する建築物										施設建築物の一部等					施設建築敷地又はその共有持分		与えられることとなる資産の価額の概算額				施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等に関する権利の上にあることとなる担保権等の登記に係る権利																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
																宅地		借地権		建 築 物		備	宅地、借地権又は建築物の価額		宅地、借地権又は建築物に就いての担保権等の登記に係る権利		施 設 建 築 物 の 一 部 等					施と設す		建る		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分		施 設 建 築 敷 地 の 共 有 持 分	

(二) 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)若しくはこれに存する建築物又はこれらに関する権利を有する者で、法の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等又は施設建築物の一部についての借家権を与えられないものに関する事項

施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等又は借家権を与えられない者			施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等又は借家権を与えられない者が失う宅地(指定宅地を除く。)若しくは建築物又は権利																			失われる宅地(指定宅地を除く。)若しくは建築物又は権利の価額							
			宅地		建築物							権 利										宅 建 物 の 価 額	権利の価額				計		
												借地権		借家権									その他の権利						
														賃借権の目的となつて いる建築物				配偶者居住権の目的となつ ている建築物											
氏名 又は 名称	住所		所在地 番目	地積	所在	家屋 番号	用途	構造の 概要	延べ 面積	借地権の目的となつて いる宅地の 所在及び地 番	借地権の目的となつて いる宅地の 面 積	所在	家屋 番号	用途	構造の 概要	延べ 面積	所在	家屋 番号	用途	構造の 概要	延べ 面積	権利の 種類	権利の 内容	の 価 額	の 価 額	の 価 額	の 価 額		

1 法第91条第1項の補償金(利息相当額を含む。)の支払い期日及び支払い方法

(三) 法第79条第3項の規定が適用されることとなる者に関する事項

施設建築物の一部等 を与えられない者		施設建築物の一部に ついて賃借権を与え られない者		施設建築物の一部に ついて配偶者居住権 を与えられない者		施設建築物の一部等を与えられない者の宅地(指定宅地を除く。)、借 地権若しくは建築物又は施設建築物の一部について借家権を与えられ ない者の借家権の目的となつている施行地区内の土地(指定宅地を除 く。)に存する建築物						宅地(指定宅地を除く。)、借地権、 建築物又は借家権の価額				
氏 又 名	住 は 所 称	氏 又 名	住 は 所 称	氏 名	住 所	宅 地			借 地 権		建 築 物					計
						所 在 及 び 地 番	地 目	地 積	借地権の目 的となつて いる宅地の 所在及び地 番	借地権の目 的となつて いる宅地の 面積	所 在	家 屋 番 号	用 途	構 造 の 概 要	延 べ 面 積	

1 法第91条第1項の補償金(利息相当金額を含む。)の支払い期日及び支払い方法

(四) 組合の参加組合員に関する事項

[illegible]

(五) 特定事業参加者に関する事項

[illegible]

	依設建築敷地×建					
--	----------	--	--	--	--	--

(ハ) 権利交換期日、土地の明渡しの予定時期、個別利用区内の空地の整備工事の完了の予定時期及び施設建築物の建築工事の完了の予定時期

(九) 新たな公営施設の用に供する土地の帰属に関する事項

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

(十) 法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

道 路 の 名 称	地 上 権 の 明 細	地 上 権 の 帰 属	地上権の存続期間その他の条件の概要		備 考
			存 続 期 間	そ の 他 の 条 件	

(十一) 法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

都市高速鉄道の名称	地上権の明細	地上権の帰属	地上権の存続期間その他の条件の概要		備考
			存続期間	その他の条件	

(十三) 施行者に帰属する個別利用区内の宅地に関する事項

個別利用区内の宅地					管理処分の方法			
宅 地				備考	譲渡し又は賃貸しの別	譲受人又は貸借りの決定方法	その他	備考
個別利用区内の宅地の区域	所在及び地番	地目	地積					

(十四) 個別利用区内の宅地の価額の概算額

街区番号	個別利用区内の宅地の区域	個別利用区内の宅地の価額の概算額

備考

- この計画書には、各施設建築物の一部の室内仕上げ表を添附すること。
- 「明細」欄、「施設建築敷地の区域」欄及び「地上権の明細」欄並びに新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項の「区域」欄には、「別紙配置設計図表示のとおり」と記載すること。
- 「施設建築物の一部等」欄の「その他」欄においては、物置、湯沸室等の各共用部分ごとに、必要に応じて、欄を設けて記載すること。

- 4 「施設建築敷地の共有持分」欄は、1の施設建築敷地について所有権を与えられる者が1人であるときは、空欄とすること。
 - 5 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項の「備考」欄には、従前の公共施設の用に供する土地の所有者が国又は地方公共団体である旨を記載すること。
 - 6 法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の道路に代えて新たな道路が設置される場合において、従前の道路の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。
 - 7 法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の都市高速鉄道に代えて新たな都市高速鉄道が設置される場合において、従前の都市高速鉄道の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。
 - 8 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は施行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除く。)若しくはその建築物についての借家権について記載するときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該宅地についての特定仮換地の地積を付記し、借地権の「借地権の目的となつている宅地の所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「借地権の目的となつている宅地の面積」欄には仮に当該借地権の目的となつている特定仮換地の面積を付記し、建築物の「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記し、借家権の目的となつている建築物の「所在」欄には当該借家権の目的となつている建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該借家権の目的となつている建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。
-

權 利 變 換 計 画 書

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

- (六) 権利変換の内容
- (七) 権利変換期日、土地の明渡しの予定時期、個別利用区内の宅地の整備工事の完了の予定時期及び施設建築物の建築工事の完了の予定時期
- (八) 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項

公共施設の種類	名 称	延長又は面積	区 域	土地の帰属の相手方	備 考

- (九) 法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

道 路 の 名 称	地上権の明細	地上権の帰属	地上権の存続期間その他の条件の概要		備 考
			存 続 期 間	その他の条件	

(十) 法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

都市高速鉄道の名称	地上権の明細	地上権の帰属	地上権の存続期間その他の条件の概要		備考
			存続期間	その他の条件	

[illegible]

(十二) 施行者に帰属する個別利用区内の宅地に関する事項

個別利用区内の宅地					管理処分の方法			
宅 地				備考	譲渡し又は賃貸しの別	譲受人又は賃借り人の決定方法	その他	備考
個別利用区内の宅地の区域	所在及び地番	地目	地積					

(十三) 個別利用区内の宅地の価額の概算額

街区番号	個別利用区内の宅地の区域	個別利用区内の宅地の価額の概算額

備考

- 1 この計画書には、各施設建築物の一部の室内仕上げ表を添附すること。
 - 2 施設建築敷地に関する権利の「権利の内容」欄には、例えば施設建築敷地を共有しない場合には各権利者の所有することとなる施設建築敷地の部分の所在及び地番、地積等を記載する等当該権利の対象となっている部分を明確にすること。
 - 3 施設建築物に関する権利の「権利の内容」欄には、権利の種類に応じ、施設建築物の部分の棟、階、番号、床面積、用途、明細等を記載し、当該権利の対象となっている部分を明確にすること。
 - 4 権利変換の内容には、権利変換期日後の権利の変換の態様に応じ、その内容を明らかにするために必要な事項を記載すること。
 - 5 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項の「区域」欄には、「別紙配置設計図表示のとおり」と記載し、「備考」欄には、従前の公共施設の用に供する土地の所有者が国又は地方公共団体である旨を記載すること。
 - 6 法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「地上権の明細」欄には、「別紙配置設計図表示のとおり」と記載し、「備考」欄には、従前の道路に代えて新たな道路が設置される場合において、従前の道路の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。
 - 7 法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の都市高速鉄道に代えて新たな都市高速鉄道が設置される場合において、従前の都市高速鉄道の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。
 - 8 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は施行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除く。)若しくはその建築物についての借家権について記載するときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該宅地についての特定仮換地の地積を付記し、借地権の「借地権の目的となっている宅地の所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「借地権の目的となっている宅地の面積」欄には仮に当該借地権の目的となっている特定仮換地の面積を付記し、建築物の「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記し、借家権の目的となっている建築物の「所在」欄には当該借家権の目的となっている建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該借家権の目的となっている建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。
-

權 利 變 換 計 圖 書

[illegible]

(二) 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)若しくはこれに存する建築物又はこれらに関する権利を有する者で、法の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、建築施設の部
分又は施設建築物の一部についての借家権を与えられないものに関する事項

建築施設の部分又は借家権を与えられない者		建築施設の部分又は借家権を与えられない者が失う宅地(指定宅地を除く。)若しくは建築物又は権利																				失われる宅地(指定宅地を除く。)、建築物又は権利の価額								
		宅地				建築物				権利												宅地の価額	建築物の価額	権利の価額			計			
										借地権		借家権					その他の権利													
												賃借権の目的となつて いる建築物					配偶者居住権の目的となつて いる建築物											その他の権利		
氏名 又は 名称	住所	所在地番	所在地目	所在地積	所在	家屋番号	用途	構造	延べ面積	借地権の目的となつて いる宅地の所在及び地番	借地権の目的となつて いる宅地の面積	所在	家屋番号	用途	構造	延べ面積	所在	家屋番号	用途	構造	延べ面積	権利の種類	権利の内容	の価額	の価額	借地権の価額	借家権の価額	その他の権利の権利		

1 法第91条第1項の補償金(利息相当額を含む。)の支払い期日及び支払い方法

(三) 法第79条第3項の規定が適用されることとなる者に関する事項

建築施設の部分を 与えられない者		施設建築物の一部について賃借 権を与えられない者		施設建築物の一部について配偶 者居住権を与え られない者		建築施設の部分を与えられない者の宅地(指定宅地を除く。)、借地 権若しくは建築物又は施設建築物の一部について借家権を与えら れない者の借家権の目的となっている施行地区内の土地(指定宅地 を除く。)に存する建築物										宅地(指定宅地を除く。)、借地権、建築 物又は借家権の価額				
氏 名 又 は 名 称	住 所	氏 名 又 は 名 称	住 所	氏 名	住 所	宅 地			借 地 権		建 築 物					宅 地 の 価 額	借 地 権 の 価 額	建 築 物 の 価 額	借 家 権 の 価 額	計
						所 地	地	地	借 地 権 の 目的 となる 宅 地 の 面積	借 地 権 の 目的 となる 宅 地 の 面積	所	家 屋 番 号	用 途	構 造 の 概 要	延 べ 面 積					

1 法第91条第1項の補償金(利息相当額を含む。)の支払い期日及び支払い方法

(四) 組合の参加組合員に関する事項

[illegible]

(五) 特定事業参加者に関する事項

[illegible]

[illegible]

(七) 施設建築敷地の価額の概算額

[illegible]

(八) 権利変換期日、土地の明渡しの予定時期、個別利用区内の宅地の整備工事の完了の予定時期及び施設建築物の建築工事の完了の予定時期

(九) 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項

[illegible]

(十) 法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

道 路 の 名 称	地上権の明細	地上権の帰属	地上権の存続期間その他の条件の概要		備 考
			存 続 期 間	そ の 他 の 条 件	

(十一) 法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

都市高速鉄道の名称	地上権の明細	地上権の帰属	地上権の存続期間その他の条件の概要		備考
			存続期間	その他の条件	

(十二) 指定宅地又はその使用収益権を有する者で、これらの権利に対応して、個別利用区内の宅地又はその使用収益権を与えられることとなるものに関する事項

[illegible]

(十三) 施行者に帰属する個別利用区内の宅地に関する事項

個別利用区内の宅地					管理処分の方法			
宅地				備考	譲渡し又は賃貸しの別	譲受け人又は賃借り人の決定方法	その他	備考
個別利用区内の宅地の区域	所在及び地番	地目	地積					

(十四) 個別利用区内の宅地の価額の概算額

街区番号	個別利用区内の宅地の区域	個別利用区内の宅地の価額の概算額

備考

- 1 この計画書には、各施設建築物の一部の室内仕上げ表を添附すること。
- 2 「明細」欄、「施設建築敷地の区域」欄及び「地上権の明細」欄並びに新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項の「区域」欄には、「別紙配置設計図表示のとおり」と記載すること。
- 3 「施設建築物の一部」欄の「その他」欄においては、物置、湯沸室等の各共用部分ごとに、必要に応じて、欄を設けて記載すること。
- 4 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項の「備考」欄には、従前の公共施設の用に供する土地の所有者が国又は地方公共団体である旨を記載すること。
- 5 法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の道路に代えて新たな道路が設置される場合において、従前の道路の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。
- 6 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は施行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除く。)若しくはその建築物についての借家権について記載するときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該宅地についての特定仮換地の地積を付記し、借地権の「借地権の目的となつている宅地の所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「借地権の目的となつている宅地の面積」欄には仮に当該借地権の目的となつている特定仮換地の面積を付記し、建築物の「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記し、借家権の目的となつている建築物の「所在」欄には当該借家権の目的となつている建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該借家権の目的となつている建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。
- 7 法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の都市高速鉄道に代えて新たな都市高速鉄道が設置される場合において、従前の都市高速鉄道の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。

様式第十三(第三十一条関係)

裁 決 申 請 書

裁決申請者 住所

氏名

都市再開発法第73条第1項第3号、第8号、第16号又は第17号の価額について同法第83条第3項の規定により同条第2項の意見書を採択しない旨の通知を受けたので、同法第85条第1項の規定により、下記のとおり裁決を申請します。

記

- 1 施行者の名称及び事務所の所在地
- 2 市街地再開発事業の名称
- 3 都市再開発法第73条第1項の権利変換計画において定められた同項第3号、第8号、第18号又は第19号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利及びその価額
- 4 都市再開発法第73条第1項の権利変換計画において定められた同項第3号、第8号、第18号又は第19号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額の見積り及びその内訳
- 5 都市再開発法第83条第2項の規定により提出した意見書の内容及び同条第3項の規定により施行者のした通知の内容

年 月 日

裁決申請者 住所

氏名

収用委員会 御中

備考

- 1 裁決申請者が2人以上の場合は、連名で申請することができること。
- 2 「価額の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 法人の場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に関する権利の価額について裁決を申請するときは、当該宅地又は当該権利の目的である宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を付記すること。

様式第十三の二(第三十二条の二関係)

権 利 変 換 期 日 等 通 知 書

年 月 日

施行者 事務所の所在地
氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

登 記 所 殿

都市再開発法第86条の2の規定によつて、下記のとおり通知します。

記

- 1 第一種市街地再開発事業の名称
- 2 権利変換計画に係る施行地区又は工区に含まれる地域の名称
- 3 権利変換期日 年 月 日
(変更された権利変換期日 年 月 日)
- 4 権利変換計画の認可を受けた年月日 年 月 日
(権利変換計画の変更の認可を受けた(又は権利変換計画について都市再開発法施行
令第25条各号に掲げる軽微な変更をした)年月日 年 月 日)

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 3及び4の変更の日は直近の変更の日を記入すること。

様式第十四(第三十三条関係)

補償金等払渡通知書

年 月 日

施行者 事務所の所在地
氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

配 当 機 関 殿

都市再開発法第94条（第1項
第4項）の規定によつて、下記のとおり払い渡すので、通知します。

記

1 差押え に係る権利の種類
仮差押え

2 差押え に係る権利の明細
仮差押え

イ 宅地

所 在 及 び 地 番	地 目	地 積

ロ 宅地に関する所有権以外の権利

権利の種類	権利の目的となつている宅地の 所在及び地番	権利の目的となつている宅 地の面積

ハ 建築物

所 在	家 屋 番 号	用 途	構 造 の 概 要	延 べ 面 積

3 差押え がされた年月日
仮差押え

4 差押え をした機関の名称
仮差押え

5 払渡金額及びその内訳

備考

- 1 補償金等払渡通知書は、差押えの執行又は仮差押えの執行に係る権利ごとに作成すること。
- 2 不要の部分は消すこと。
- 3 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地若しくはその宅地に関する所有権以外の権利又は施行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除く。)についての補償金等の払渡を通知するときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該宅地についての特定仮換地の地積を付記し、宅地に関する所有権以外の権利の「権利の目的となつている宅地の所在及び地番」欄には当該権利の目的となつている宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「権利の目的となつている宅地の面積」欄には仮に当該権利の目的となつている特定仮換地の面積を付記し、建築物の「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。

様式第十五(第三十三条関係)

権 利 喪 失 通 知 書

年 月 日

施行者 事務所の所在地
氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

配 当 機 関 殿

都市再開発法第87条の規定によつて、下記の者は下記のとおり権利を失いますので、通知します。

記

- 1 宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利を失う者の氏名又は名称及び住所
- 2 前号の者が失う宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利及びその価額
- 3 権利変換期日
- 4 権利変換計画の備付け場所

備考

- 1 権利喪失通知書は、失われる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利ごとに作成すること。
- 2 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に関する権利の喪失を通知するときは、当該宅地又は当該権利の目的である宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を付記すること。

様式第十六(第三十五条関係)

裁 定 申 立 書

賃貸し人 住 所
氏 名

賃借り人 住 所
氏名及び職業

都市再開発法（第102条第1項
第118条の22第1項）の規定による協議が成立しないので、下記により、
裁定の申立てをします。

記

- 1 賃借権の目的である施設建築物の一部の所在
- 2 裁定を受けようとする事項
- 3 協議の経過
- 4 その他参考となる事項

年 月 日

裁定申立者 住 所
氏 名

殿

備考

- 1 「協議の経過」については経過の説明のほかには協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 2 「その他参考となる事項」については、法第102条第2項各号(法第118条の22第2項において準用する場合を含む。)に掲げる事項中協議が成立した事項及びその内容、従前の家賃その他の借家条件の概要その他参考となる事項を記載すること。
- 3 法人の場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 不要の部分は消すこと。

様式第十七（第三十七条の二関係）

譲 受 け 希 望 申 出 書

年 月 日

殿

譲受け希望の申出 をしようとする者	住所
	氏名

都市再開発法第118条の2第1項の規定に基づき、下記の
宅 地
借地権
建築物 の対償に代えて、
 建築施設の部分の譲受けを希望するので申し出ます。

記

イ 宅地

所 在 及 び 地 番	地 目	地 積

ロ 借地権

借地権の目的となつている宅地の所在及 び地番	借地権の目的となつている宅地の面積

ハ 建築物

所 在	家 屋 番 号	用 途	構造の概要	延べ面積

備 考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 「地目」欄には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 3 「地積」欄には、登記簿に登記された地積を記載すること。
- 4 「借地権の目的となつている宅地の面積」欄には、借地権が一筆の宅地の全部を目的としている場合においては、その面積を備考3の例により記載し、借地権が一筆の宅地の一部を目的としている場合においては、その一筆の宅地の一部の面積を記載すること。
- 5 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 6 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は施行地区内の特定仮換地に存する建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除く。）の対償に代えて建築施設の部分の譲受け希望を申し出るときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該宅地についての特定仮換地の地積を付記し、

借地権の「借地権の目的となつてゐる宅地の所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「借地権の目的となつてゐる宅地の面積」欄には仮に当該借地権の目的となつてゐる特定仮換地の面積を付記し、建築物の「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。

様式第十八(第三十七条の二関係)

賃 借 り 希 望 申 出 書

年 月 日

殿

賃借り希望の申出 をしようとする者	住所 氏名
----------------------	----------

都市再開発法第118条の2第5項の規定に基づき、下記の建築物について借家権を有する者として、施設建築物の一部の賃借りを希望するので申し出ます。

記

所 在	家屋番号	用 途	構 造 の 概 要	延べ面積	所有者の住所 及 び 氏 名

備 考

- 1 借家権が建築物の一部を目的としている場合においては、その建築物の一部に関する事項を記載すること。
- 2 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を、「所有者の住所及び氏名」欄には借家権の目的となっている建築物の所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。
- 3 施行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築

物等を除く。)について借家権を有する者として申し出るときは、「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。

様式第十九（第三十七条の二関係）

譲 受 け 希 望 申 出 撤 回 書

年 月 日

殿

譲受け希望の申出 を撤回しようとする者	住所
	氏名

都市再開発法第118条の5第1項の規定に基づき、下記の
宅 地
借地権
建築物 の対償に代えて
 建築施設の部分の譲受けを希望する旨の申出を撤回します。

記

イ 宅地

所 在 及 び 地 番	地 目	地 積

ロ 借地権

借地権の目的となつて いる宅地の所在及 び地番	借地権の目的となつて いる宅地の面積

ハ 建築物

所 在	家 屋 番 号	用 途	構造の概要	延べ面積

備 考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 「地目」欄には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 3 「地積」欄には、登記簿に登録された地積を記載すること。
- 4 「借地権の目的となつている宅地の面積」欄には、借地権が一筆の宅地の全部を目的としている場合においては、その面積を備考3の例により記載し、借地権が一筆の宅地の一部を目的としている場合においては、その一筆の宅地の一部の面積を記載すること。
- 5 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 6 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は施行地区内の特定仮換地に存する建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除く。）の対償に代えて建築施設の部分の譲受けを希望する旨の申出を撤回

するときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該宅地についての特定仮換地の地積を付記し、借地権の「借地権の目的となつている宅地の所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「借地権の目的となつている宅地の面積」欄には仮に当該借地権の目的となつている特定仮換地の面積を付記し、建築物の「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。

様式第二十(第三十七条の二関係)

賃 借 り 希 望 申 出 撤 回 書

年 月 日

殿

賃借り希望の申出を 撤回しようとする者	住所
	氏名

都市再開発法第118条の5第1項の規定に基づき、下記の建築物について借家権を有する者として施設建築物の一部の賃借りを希望する旨の申出を撤回します。

記

所 在	家屋番号	用 途	構 造 の 概 要	延べ面積	所有者の住所 及 び 氏 名

備 考

- 1 借家権が建築物の一部を目的としている場合においては、その建築物の一部に関する事項を記載すること。
- 2 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を、「所有者の住所及び氏名」欄には借家権の目的となつている建築物の所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。
- 3 施行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除く。)について借家権を有する者としての申出を撤回するときは、「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。

(二) 施行者に帰属することとなる建築施設の部分及び施行者に帰属することとなる施設建築物の一部を賃借りすることとなる者に関する事項

施 設 建 築 物 の 一 部										施設建築敷地の共有持分		施設建築物の一部を賃借りすることとなる者		標準 家賃 の概 算額	家賃 以外の 借家 条件の 概要	建築 施設の 部分の 帰属	管 理 処 分 の 方 法			
専 用 部 分					共用部分の共有持分												譲渡し 又は賃 貸しの 別	譲受け 人又は 賃借り 人の決 定方法	その他	備 考
棟	階	番号	床面積	用途	明細	廊下	階段	昇降機	その他	施設建築敷地の区域	共有持分	氏名又は名称	住 所							

(三) 法第118条の10において準用する法第79条第3項の規定が適用されることとなる者に関する事項

[illegible]

(四) 特定事業参加者に関する事項

[illegible]

(五) (一)の見積額並びに(一)及び(二)の概算額の算定の基準日並びに工事完了の予定時期
(六) 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項

公 共 施 設 の 種 類	名 称	延 長 又 は 面 積	区 域	土地の帰属の相手方	備 考

(七) 法第118条の25第2項において準用する法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

道 路 の 名 称	地 上 権 の 明 細	地 上 権 の 帰 属	地上権の存続期間その他の条件の概要 存 続 期 間 そ の 他 の 条 件	備 考

(八) 法第118条の25第2項において準用する法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

都市高速鉄道の名称	地上権の明細	地上権の帰属	地上権の存続期間その他の条件の概要		備考
			存続期間	その他の条件	

備 考

- 1 この計画書には、各施設建築物の一部の室内仕上げ表を添付すること。
 - 2 「明細」欄、「施設建築敷地の区域」欄及び「地上権の明細」欄並びに新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項の「区域」欄には、「別紙配置設計図表示のとおり」と記載すること。
 - 3 「施設建築物の一部」欄の「その他」欄においては、物置、湯沸室等の各共用部分ごとに、必要に応じて、欄を設けて記載すること。
 - 4 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項の「備考」欄には、従前の公共施設の用に供する土地の所有者が国又は地方公共団体である旨を記載すること。
 - 5 法第118条の25第2項において準用する法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の道路に代えて新たな道路が設置される場合において、従前の道路の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。
 - 6 法第118条の25第2項において準用する法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の都市高速鉄道に代えて新たな都市高速鉄道が設置される場合において、従前の都市高速鉄道の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。
 - 7 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は施行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除く。)について記載するときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該宅地についての特定仮換地の地積を付記し、借地権の「借地権の目的となつている宅地の所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「借地権の目的となつている宅地の面積」欄には仮に当該借地権の目的となつている特定仮換地の面積を付記し、建築物の「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。
-

管 理 机 分 計 画 書

施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を譲り受けることとなる者	施設建築物の一部を賃借することとなる者	施設建築敷地に関する権利	施設建築物に関する権利	権利の価額の概算額	施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を譲り受けることとなる者の宅地、借地権若しくは建築物又は施設建築物の一部を賃借することとなる者の借家権の目的となっている建築物	宅地、借地権又は建築物の見積額
---------------------------------	---------------------	--------------	-------------	-----------	--	-----------------

[illegible]

施設建築敷地に関する権利	施設建築物に関する権利	施設建築物の一部を賃借りすることとなる者	標準家賃	家賃以外	施設建築敷地又は施設建築物に	管 理 処 分 の 方 法
--------------	-------------	----------------------	------	------	----------------	---------------

[illegible]

(三) 管理処分の内容

(四) 特定事業参加者に関する事項

特 定 事 業 参 加 者		施 設 建 築 敷 地 に 関 す る 権 利		施 設 建 築 物 に 関 す る 権 利	
氏 名 又 は 名 称	住 所	権 利 の 種 類	権 利 の 内 容	権 利 の 種 類	権 利 の 内 容

(五) (一)の見積額並びに(一)及び(二)の概算額の算定の基準日並びに工事完了の予定時期

(六) 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項

公 共 施 設 の 種 類	名 称	延 長 又 は 面 積	区 域	土 地 の 帰 属 の 相 手 方	備 考

(七) 法第118条の25第2項において準用する法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

道 路 の 名 称	地 上 権 の 明 細	地 上 権 の 帰 属	地上権の存続期間その他の条件の概要		備 考
			存 続 期 間	そ の 他 の 条 件	

(八) 法第118条の25第2項において準用する法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

都市高速鉄道の名称	地上権の明細	地上権の帰属	地上権の存続期間その他の条件の概要		備考
			存続期間	その他の条件	

備考

- この計画書には、各施設建築物の一部の室内仕上げ表を添付すること。
- 施設建築敷地に関する権利の「権利の内容」欄には、例えば施設建築敷地を共有しない場合には各権利者の所有することとなる施設建築敷地の部分の所在及び地番、地積等を記載する等当該権利の対象となっている部分を明確にすること。
- 施設建築物に関する権利の「権利の内容」欄には、権利の種類に応じ、施設建築物の部分の棟、階、番号、床面積、用途、明細等を記載し、当該権利の対象となっている部分を明確にすること。
- 管理処分の内容には、管理処分の態様に応じ、その内容を明らかにするために必要な事項を記載すること。
- 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項の「区域」欄には、「別紙配置設計図表示のとおり」と記載し、「備考」欄には、従前の公共施設の用に供する土地の所有者が国又は地方公共団体である旨を記載すること。
- 法第118条の25第2項において準用する法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の都市高速鉄道に代えて新たな都市高速鉄道が設置される場合において、従前の都市高速鉄道の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。
- 法第118条の25第2項において準用する法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「地上権の明細」欄には、「別紙配置設計図表示のとおり」と記載し、「備考」欄には、従前の道路に代えて新たな道路が設置される場合において、従前の道路の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。
- 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は施行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除く。)について記載するときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該宅地についての特定仮換地の地積を付記し、借地権の「借地権の目的となつている宅地の所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「借地権の目的となつている宅地の面積」欄には仮に当該借地権の目的となつている特定仮換地の面積を付記し、建築物の「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。

様式第二十二（第三十七条の七関係）

権 利 譲 渡 通 知 書

年 月 日

殿

権利を譲渡した者	住所	
	氏名	

次表の建築施設の部分についての譲受け権を下記の者に譲渡しましたので、通知します。

施 設 建 築 物 の 一 部										施設建築敷地の共有持分	
専 用 部 分						共 用 部 分 の 共 有 持 分					
棟	階	番号	床面積	用途	明細	廊下	階段	昇降機	その他	施設建築敷地の区域	共 有 持 分

記

権利の譲渡を受けた者	住 所
	氏 名

備 考

- この通知書には、権利を譲渡した者の本人確認書類を添付すること。
- 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を記載すること。

様式第二十三（第三十七条の七関係）

質 権 設 定 通 知 書

年 月 日

殿

質権を設定した者	住所
	氏名

次表の建築施設の部分についての譲受け権を目的とする質権を下記のとおり設定しましたので、通知します。

施 設 建 築 物 の 一 部										施設建築敷地の共有持分	
専 用 部 分						共 用 部 分 の 共 有 持 分					
棟	階	番 号	床 面 積	用 途	明 細	廊 下	階 段	昇 降 機	そ の 他	施設建築敷地の区域	共有持分

記

- 1 債権額
- 2 債権の弁済期
- 3 質権の存続期間
- 4

質 権 者	住 所	
	氏 名	

備 考

- 1 この通知書には、質権を設定した者の本人確認書類を添付すること。
- 2 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を記載すること。

年 月 日

建築施設の部分の譲受け予定者	住所	
	氏名	
先取特権、質権又は抵当権（これらの権利を目的とする権利を含む。）を有していた者	住所	
	氏名	

[illegible]

1 目的となる建築施設の部分

[illegible]

- 2 順位
- 3 債権額
- 4 債権の弁済期
- 5 質権を設定すべき場合においては、その存続期間
- 6 利息に関する定め
- 7 その他の特約事項

備考

- 1 この届出書には、譲受け予定者及び先取特権、質権又は抵当権(これらの権利を目的とする権利を含む。)を有していた者の本人確認書類を添付すること。
- 2 法第118条の13第1項の権利の消滅に関する合意が建築施設の部分に質権又は抵当権を設定すべきことを条件としないで成立した場合においては、この様式中「下記のとおり（質権）
（抵当権）を設定すべきことを条件として」を抹消し、下記については記載しないこと。
- 3 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を記載すること。
- 4 不要の部分は消すこと。

様式第二十五(第三十七条の十関係) (A4)

再開発事業計画認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者の住所又は主たる
事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

都市再開発法第129条の2第1項の規定に基づき、再開発事業計画について認定を申請します。
この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。
注 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。

再 開 発 事 業 計 画

1 再開発事業区域

[地名地番]
[地 区]
[面 積]
[基準割合]
[建築基準法第53条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合]

注1 「地区」の欄には「都市再開発法第2条の3第1項第2号の地区・都市再開発法第2条の3第2項の地区」の別を記入してください。

2 〔基準割合〕の欄には都市再開発法第129条の3第1号イ(3)に規定する基準割合を記入してください。

2 再開発事業区域内にある建築物の建築面積等

建 築 物 番 号	建 築 面 積	延 べ 面 積	敷 地 面 積	延べ面積の敷地面積に対する割合	宅 地 面 積
	m ²	m ²	m ²		
	m ²	m ²	m ²		
	m ²	m ²	m ²		
合 計	m ²				m ²
うち耐火建築物計	m ²		m ²		

注1 「建築物番号」の欄には、添付する再開発事業区域にある建築物に係る配置図において建築物ごとに付した番号を記入してください(「3 再開発事業区域内にある建築物の構造方法及び主たる用途」において同じ。)

2 「延べ面積」の欄には都市再開発法第129条の3第1号イ(3)に規定する延べ面積を記入してください。

3 「うち耐火建築物計」の欄には都市再開発法第129条の3第1号イ(1)～(4)に掲げるもの以外のものについて建築面積及び敷地面積の合計を記入してください。

3 再開発事業区域内にある建築物の構造方法及び主たる用途

[建築物番号]
[建築時期]

[構造方法]
[主たる用途]
[耐用年限]
[災害等による機能低下の有無] (有 ・ 無)
[都市計画施設である公共施設の整備に伴い除却すべきものか否か] (除却すべきもの ・ 否)

注1 すべての再開発事業区域内にある建築物について建築物ごとに作成してください。

2 [構造方法] の欄には「鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・その他」の別を記入してください。

3 [主たる用途] の欄には都市再開発法施行令第1条の4の表の建築物の主たる用途の欄に掲げられた用途のうち該当するものを記入してください。

4 [耐用年限] の欄には都市再開発法施行令第1条の4の表に定められた耐用年限を記入してください。

4 再開発事業区域内の土地の利用状況

(1) 再開発事業区域内の公共施設の状況

--

(2) 再開発事業区域内の土地の権利関係

権 利 者	土 地 に 関 す る 権 利	備 考
-------	-----------------	-----

氏 名 又 は 名 称	住 所	所 在 及 び 地 番	地 目	権利の目的となっ ている土地の面積	権 利 の 種 類	
				m ²		
				m ²		

(3) その他

5 建築する建築物の建築面積等

建 築 物 番 号	階 数	延 べ 面 積	敷 地 面 積	延べ面積の敷地面積に対 する割合	建 築 面 積	建築面積の敷地面積に対 する割合
		m ²	m ²		m ²	
		m ²	m ²		m ²	
		m ²	m ²		m ²	

- 注1 「建築物番号」の欄には、添付する建築する建築物に係る配置図において建築物ごとに付した番号を記入してください。（「6 建築する建築物の構造方法、建築設備及び用途」において同じ）
- 2 「階数」の欄には地階を除く階数を記入してください。
- 6 建築する建築物の構造方法、建築設備及び用途

[建築物番号]
[構造方法]
[建築設備]
[用途]

- 注1 すべての建築する建築物について建築物ごとに作成してください。
- 2 [建築設備] の欄には、設置する建築設備ごとに構造等を記入してください。
- 3 [用途] の欄には、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入してください。
- 7 整備する公共施設の種類及び規模

[公共施設番号]
[公共施設の種類]
[公共施設の規模]

- 注1 [公共施設番号] の欄には、添付する建築する建築物に係る配置図において公共施設ごとに付した番号を記入してください。
- 2 すべての整備する公共施設(再開発事業の実施により新設する公共施設及び既存の公共施設であって再開発事業の実施後も存置するものをいう。)について公共施設ごとに作成してください。
- 3 [公共施設の規模] の欄には、公共施設の規模を公共施設の種類に応じて適宜記入してください。
- 8 再開発事業の実施期間

[事業の着手の予定年月日]	年	月	日
[事業の完了の予定年月日]	年	月	日

9 再開発事業の資金計画

	内 訳	金 額 (百万円)
支 出	除却費 整地費 建築費 事務費 借入金利息 ○ ○ ○	
	計	

収 入	自 己 資 金 借 入 金 (借 入 先) ○ ○ ○	()
	計	